

ウクライナ戦争の序幕——2014年前後／2010年代後半／2020-21年

塩川伸明

〈目次〉

はじめに

I 発端：2014年前後

1 マイダン革命

概観（問題の所在）

ヤヌコヴィチ政権の性格

発端と展開（2013年11月 - 2014年1月）

大詰め（2014年2月）

帰結と評価

2 クリミア併合

前史

2014年の展開

3 ドンバス戦争の始まり

2014年春まで

2014年夏から2015年春頃まで

小括

II 2010年代後半

1 2010年代後半のウクライナ政治

ポロシェンコ政権の出発

記憶法／非共産主義化法

ドンバス政策および軍事外交政策

2019年大統領選挙とゼレンシキー政権の出発

2 2010年代後半のロシア政治

クリミア併合直後

圧倒的挙国一致体制とその弛緩

3 2010年代後半のドンバス情勢

III 緊張の再激化：2020-21年

1 ウクライナ政治の展開

2020年：新たな模索

2021年：方向転換

2 ロシア政治の展開

2020年：大規模な憲法改正

2021年：政権の不安定化

3 2020-21年のドンバス情勢

おわりに

*

*

*

はじめに

私は2013年の定年退職後、現状分析から手を引き、現代史としてのソ連解体過程の研究に全力を傾注してきた。その作業が拙著『国家の解体——ペレストロイカとソ連の最期』（全3冊、東京大学出版会、2021年）としてまとまってからまもない2022年にウクライナ戦争¹が勃発したことは私の不意を突いた。これほどの大事件に無関心でいることはできないと考えて、大慌てでこの戦争の分析に取り組みはじめたが、長らく現状分析から手を引いていたブランクは大きい。そのことを考慮して、眼前で展開する戦争の経過を細かく追ったり、今後の展望を考えるよりも、むしろ開戦に至る経過を「最現代の歴史」ないし「現在史」として追うことを主要課題としてきた。本稿もその一環である²。そうした事情から、本稿は事実発掘に関してはとりたててオリジナリティを主張するものではない。末尾の文献目録に挙げた既存研究に相当程度負ぶさりながら、それらを自己流にまとめ直して、多少なりとも有意義な整理を試みたいというのが本稿の狙いである。

周知のように、ウクライナ危機は2014年に始まり、それがエスカレートする中で2022年2月以降の本格戦争へと至った。大まかな意味では、これは一つながりの過程と見ることができ、ウクライナ戦争は2014年に始まったという言い方もできる。しかし、より丁寧に見るなら、そこには複雑な起伏があった。ところが、これまで提出されている議論の多くはそうした起伏を無視して、この時期全体を一括する傾向がある。そのことを暗黙の共通前提として、次のような二つ

¹ この戦争の呼び方としては様々なものがある。マスメディアでは「ロシアのウクライナ侵攻」という呼び方が通例であり、これはこれで間違っていないが、これほどの大きな出来事はやはり「戦争」と呼んだ方がよいのではないかという気がする。「戦争」に付ける修飾語としては、主たる戦場を念頭において「ウクライナ戦争」という呼び方がわりと広まっている（「朝鮮戦争」「ベトナム戦争」「中東戦争」などと同じ命名法）。主な当事者を明示するという意味で「ロシア・ウクライナ戦争」という呼び方もある。もっとも、これでは両者が対称的であるかの印象を与えかねないので、非対称性を明示する意味では「ロシアによる侵略戦争とウクライナによる防衛戦争」という呼び方がよい（これはあまり広まっていないが、私は以前からときおり使っている）。ただ、これはあまりにも長ったらしくて、その都度このように表記するのは煩わしい。結局、どの呼称も一長一短であり、絶対にどれかでなければならないということは言えない。本稿では、上記のような事情を念頭においた上で、最も簡略な呼び名として「ウクライナ戦争」としておく。

² 本稿は2024年4月13日に東京大学法学部政治学研究会で行なった報告の原稿に補訂を施した改訂増補版である。研究会当日に参加者たちから投げかけられた様々なコメントや質問は改訂作業のための大いなる刺激となった。記して謝意を表したい。

の見地が出され、互いに対抗し合っている。

①「2014年マイダン革命は民主化革命であり、それを恐れるプーチン政権はクリミア併合を手始めにウクライナへの侵略を始めた」。

②「マイダン革命はアメリカの謀略によるクーデタあるいは極右勢力主導の暴力革命であり、ロシア語系住民への迫害が始まったため、ロシアは防衛的関与を余儀なくされた」。

しかし、この二つの見地は、どちらも歴史的検討抜きの政治的議論にとどまっている。ここでは政治評論ではなく歴史的アプローチを試みたい。

【補注】 利用した文献は末尾に一括した。その大部分はウクライナおよび欧米（プラス日本）の研究者たちの手になる論文である（なお、少なからぬウクライナ人研究者が欧米に活動拠点を移し、英語で盛んに発信している。ここに挙げた文献にもそうしたものが多数含まれる）。一口に「ウクライナや欧米の研究者」といっても多様であり、彼らの間に種々の意見の違いや論争があるのはいうまでもない。私としてはなるべく幅広く各種の議論を見比べて、相対的に妥当性が高いと思われる像を得よう試みた。そのように努めるのは研究者として当たり前の話だが、わざわざそのような言わずもがなのことを書くのは、以下の記述の中には、日本で通常「ウクライナおよび欧米の見解」として流通している像とはやや異なる要素が含まれ、読む人によっては、「これはロシア側の見解ではないか」と思うかもしれないからである。しかし、日本で通常「ウクライナおよび欧米の見解」として流通しているのは、政治家およびマスメディアの主流派のものであり、研究者たちの間では、それと大なり小なり距離をおく議論が少なくない。もっとも、研究者たちの見解は多様だとはいえ、ロシアによるウクライナ侵攻に憤激するという限りでは大半の論者は一致している。彼らはみなウクライナのことを熟知しているだけでなく、ウクライナの人々への心情的な共感をいだいていることも多く、決して「親ロシア的」ということはない（ウクライナ出身研究者の多くは西部もしくはキーウ出身であって、知られる限り東部出身者は含まれていない）。彼らの議論の中にウクライナの政治家およびマスメディアの主流派の見解と異なる要素が含まれるのは、ウクライナ・ナショナリズム的な発想を身近に思うからこそ、その一部に含まれる行き過ぎや個別の不正確さを見落とすまいと心がけ、そうした行き過ぎは結果的にウクライナのためにもならないと警告しようという動機に発しているように思われる。いずれにせよ、本稿が主に参照したのはそのような研究者たちの仕事であり、決して「ロシア側の見解」などではないということを断っておきたい。

I 発端：2014年前後

1 マイダン革命

〈概観——問題の所在〉

マイダン革命をどのようなものと見るかについては、評価の分岐が極度に大きい。これを肯定的に評価する立場からは「尊厳の革命」とか「民主化革命」とされるが、それと反対の立場からは、「アメリカにそそのかされた不法なクーデタ」とか「極右主導の暴力革命」とされるという対立がある。なお、マイダン革命を「西側の支援を受けた暴力的クーデタ」とする見方は、「ロ

シア側」の見方と思われがちだが、実はウクライナにもこの見解を取る人たちが一定数いる。キエフ国際社会学研究所の2014年4月の世論調査によれば、この見解を支持する人の割合はドネツィク州で70%、ルハンシク州で61%、他の東部・南部諸州で37%となっていた³。おそらくウクライナの西部や中部ではほとんど全く支持されていないであろうこの見地が、ドンバス2州では多数派であり、他の東部・南部諸州でも無視できない少数派の支持を得ていたということになる。

このように評価が分かれる要因として、この運動には多面的な要素が複合的に入り混じっており、また短い期間に様相が目まぐるしく変化したという点が挙げられる。いわば「複合革命」が進行していたのであり、しかもその複合のあり方が時間ともに短期的に変動した。異なった評価があるのは、どの側面に注目するかの違いによるところが大きい。

以下では、時系列を追いながら、この複合革命がどのように進行したのかを検討してみたい。

〈ヤヌコヴィチ政権の性格〉

2013-14年のマイダン革命について論じる前提として、このとき倒されたヤヌコヴィチ政権の性格を簡単に確認しておきたい。ヤヌコヴィチは2010年大統領選挙で大統領に当選したが、彼がかつて2004年の「オレンジ革命」で敗者となったことがあり、いわば敗者復活のような形になった。2010年選挙の公正性については一部で疑義が出されたものの、欧米諸国もこの結果を認めた（OSCEをはじめとする国際選挙監視団は、全体として公正な選挙だったと認定した）。もともとウクライナの政治はそれほど極端に両極化していたわけではなく、微妙なバランスの中での小刻みな揺れを特徴としてきたから、そのときどきの情勢で勝者と敗者が入れ替わるのは不思議なことではなく、ヤヌコヴィチの敗者復活は強引な不正選挙の産物というわけではない⁴。

ヤヌコヴィチ政権は、「親露的」と呼ばれることが多い。そのように指摘されることに理由がないわけではない。もともと選挙において、ロシア語系住民の多い東部・南部を有力な地盤としていたことから、その基本性格は明らかである（細かく言うなら、第1回投票時にはそれほど地域差が目立たなかったが、決戦投票ではヤヌコヴィチが東部・南部で主に集票し、対抗候補たるティモシェンコが西部で主に集票するという対照が明らかとなった）。

もともと、「親露」と「親西欧」はそれほど単純な二者択一ではないという点も押さえておかななくてはならない。この点は、アイデンティティ・ポリティクスと外交政策という2つの側面から掘り下げる必要がある。まず、アイデンティティ・ポリティクスについては、ユシチェンコ時代にとられた強烈なナショナリズム宣伝からの転換をヤヌコヴィチ政権が図ったのは事実である。たとえば、1930年代飢饉問題については、一時期喧伝された「民族的ジェノサイド」論（単

³ Kudelia (2017), pp. 2-3.

⁴ アメリカの代表的なウクライナ政治研究者ダニエリは、全体的評価としてはヤヌコヴィチに辛いが、2004年に不正選挙で当選し損ねたヤヌコヴィチは2010年には公正な選挙で勝利したと書いている。D'Anieri (2019b), p. 172.

に失政による「人災」——スターリン時代の圧政によりロシア人・ウクライナ人・ベラルーシ人・カザフ人等々が犠牲となった——というのではなく、殊更にウクライナ人を標的として人為的に組織された飢饉という見方をとらないことになった。だが、大飢饉という歴史的事実を否認したわけではないし、「民族的ジェノサイド」論については欧米の研究者からも有力な批判が出ており、それをとらないことが特に極端な立場だとは言えない⁵。

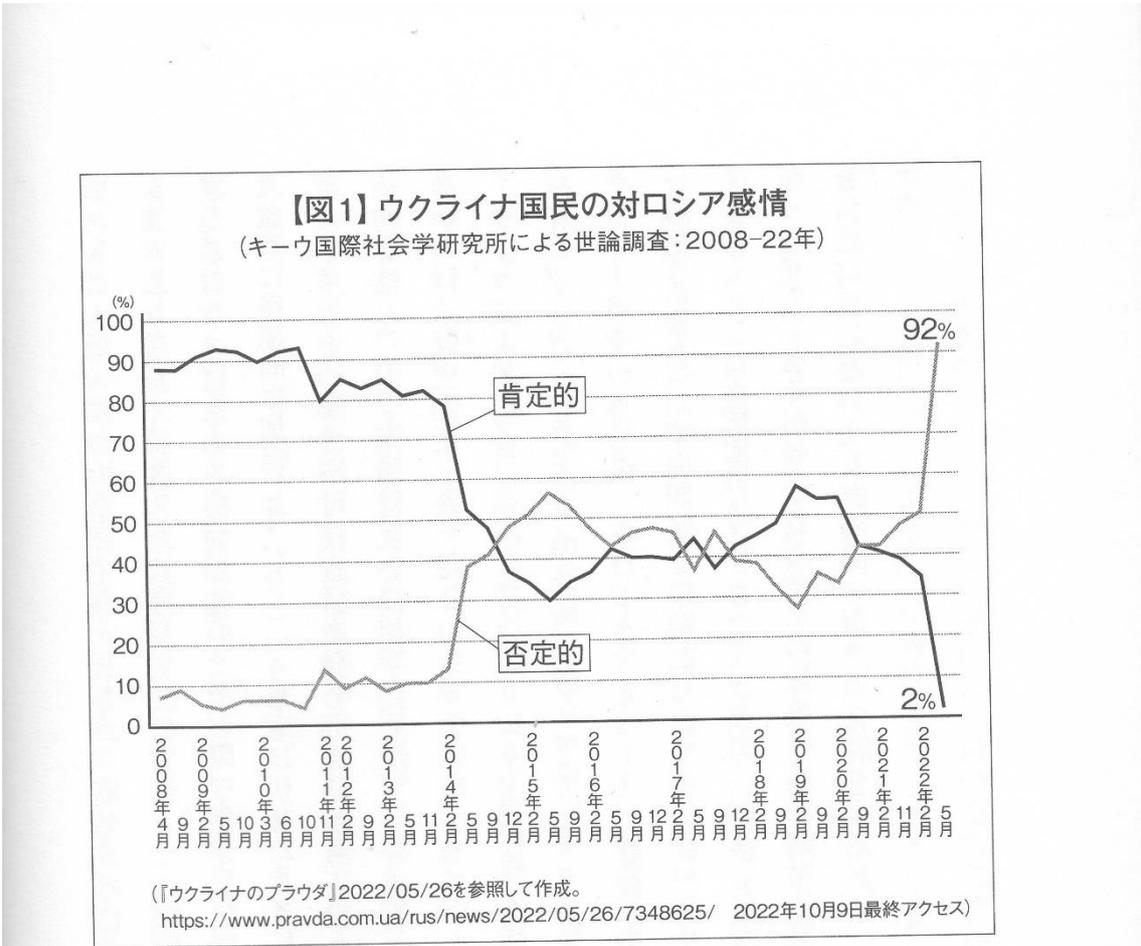
言語政策については、2012年の「国家言語政策の基礎について」という法律（7月に採択、8月に発効）がヤヌコヴィチ期を代表する。この法律は、住民の10%以上が母語とする少数派言語使用者がいる地域（州・自治共和国・地区・市・村・集落）では、その言語を「地域言語」として「国家語」（ウクライナ語）と対等に使用することができる」と規定した。これはウクライナ全体に関わるわけではなく、少数派が一定の比重を占めている地域に限定して、少数派言語を保護しようとするという趣旨であり、それ自体としては「親露的」というよりも多文化主義的な性格を帯びた法律と見ることができる⁶。そういうものではあっても、批判者の眼からは、ウクライナにおけるロシア語の位置をウクライナ語と同等化し、ウクライナをウクライナ＝ロシア 2 文化国家と位置づけようとするものだと解釈されて、シンボリックな政治争点となった（この法律の存廃が後に大問題となることは後述）。

対外面では、ヤヌコヴィチはたしかにロシアとの関係改善を進めた。対ロシア関係における重要論点として、黒海艦隊およびセヴァストポリ基地（1997年条約でロシアへの20年間賃貸が規定されていた）を延長するか打ち切るかという問題があったが、2010年4月にヤヌコヴィチとメドヴェージェフ・ロシア大統領（当時）の会談で、賃貸期間を25年延長する見返りとして、ロシアはウクライナに供給する天然ガスの価格を30%引き下げるという妥協が成立した（ハルキウ協定）。もう一つの争点たる国境画定についてはケルチ海峡問題があったが、2012年7月に、ほぼウクライナの主張通りに境界が引かれ、トゥズラ島や航行可能な水路はウクライナ領と取り決められた。この合意は、国境・領土面でロシアが譲歩する一方、経済協力上の実利を双方が得るとする妥協を意味した。こうして、ヤヌコヴィチはユシチェンコ時代に凍結されていた係争問題を解決して、ロシアとの二国間関係を改善させた。

だからといって、この時期のウクライナ外交がロシアべったりになったわけではなく、西欧とロシアの双方と良好な関係を保持しようとする両天秤政策が基調をなした。そのような政策がとられた背景として、世論の動向を見ておきたい（なお、世論は時期によって大きく変わるので、2013年までの状況と2014年以後の変化の両側面を確認する必要がある）。キーウ国際社会学研究所の長期的調査によれば、次頁の図1に示されるように、2014年前夜に至るまでウクライナ国民の間ではロシアに対して好意的な世論が圧倒的に優勢であり、その後の急変はこの時点では予期されていなかった。

⁵ ウクライナにおける「記憶の政治／歴史の政治」については、橋本伸也（2022, 2023）、浜由樹子（2023b）、立石洋子（2022）など参照。

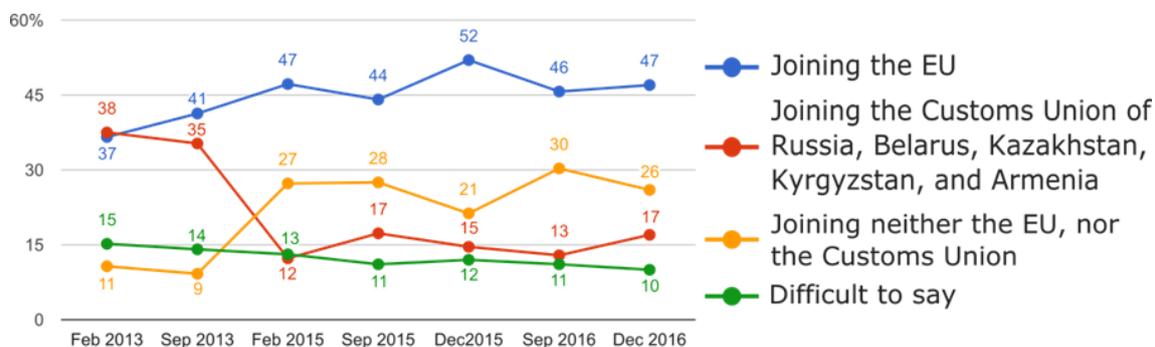
⁶ 保護対象となるのはロシア語だけではなく、ハンガリー語、ブルガリア語、ルーマニア語、クリミア＝タタール語も該当する。



一般的な対ロシア感情とは別に、外交方針に関わる世論についても見ておきたい。なお、対外オリエンテーションについて語る場合、往々にしてEUへの態度とNATOへの態度とを同一視する議論が見られるが、両者はウクライナの世論において異なる動きを示していたし、ロシア側の態度でも明確に区別されていた〈ロシアはウクライナのNATOへの接近には強く反対していたが、EUへの接近に反対ではなかった〉。

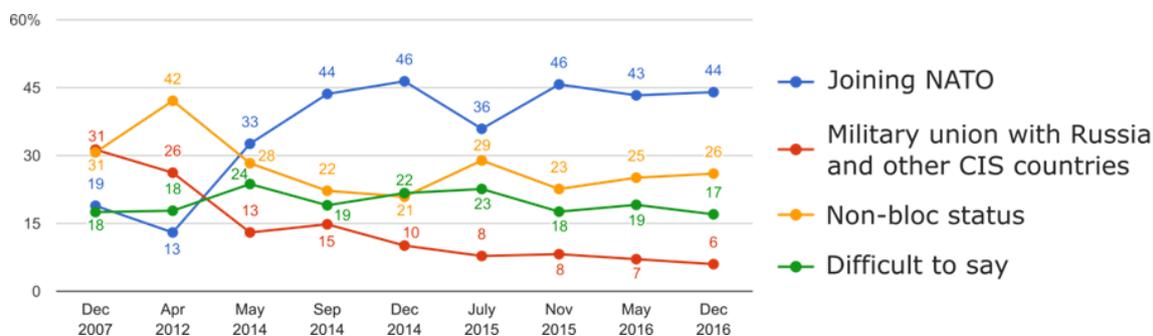
そのことを念頭において、次頁の Figure 1 および Figure 2 を見るなら、EU加盟支持とロシア・ベラルーシ・カザフスタン・キルギス・アルメニアの関税同盟加盟支持とは2013年にはほぼ同程度だった(2014年以後、急速に差が開く)。また安全保障については、2007年でも2012年でも非同盟路線とロシアとの提携論が1、2位を争っていて、NATO加盟支持は大分差を開けられた第3位にとどまっていた。

Figure 1. What Foreign Policy Path Should Ukraine Choose? (% , Feb. 2013–Dec. 2016)



Source: Kyiv International Institute of Sociology ([KIIS](#))

Figure 2. Which Way of Guaranteeing the National Security of Ukraine Would Be Best? (% , Dec. 2007–Dec. 2016)



Source: Democratic Initiatives Foundation polls ([DIF](#))

Figure 1, Figure2 とも、Haran and Zolkina (2017), pp. 2, 5 による。

まとめていうなら、2013 年までのウクライナ世論においては、ロシアへの好感が反感を大きく上回り、EU加盟論とロシアなどの関税同盟への加盟論とがほぼ拮抗し、軍事的には非同盟論が強く、NATO加盟支持はごく少数だった⁷。そうした中でユシチェンコ前大統領が強烈

⁷ 対外政策に関する他の世論調査報告として、Ishchenko (2014a); D'Anieri (2019b), p. 204; Лэйи (2010)などがあり、いずれもほぼ同様の傾向を示している。

なナショナリズムを煽ったことは彼の支持率の急落をもたらし、2010年選挙で彼は極小の票しか取れなかった（第一回投票での得票率5.4%、順位では第5位）。こういうユシチェンコ流のアイデンティティ・ポリティクスからヤヌコヴィチが距離をおいたのは世論多数派の動向から理解することができる。

EUとロシアの双方と良好な経済関係を維持するというのは、それまでのウクライナで長くとられていたプラクティスであり、ヤヌコヴィチの特殊性ではない。この時期の特徴は、世界的経済不況を背景とした国際緊張激化のなかで、EUもロシアもそれぞれに自己の側にウクライナを引きつけようとして二者択一を迫ったことにあり、そのことは両天秤政策の継続を困難にした⁸。

〈発端と展開——2013年11月-2014年1月〉

両天秤外交の継続が困難になる中で大きな争点となったのはEUとの連合協定への調印問題である。ヤヌコヴィチ政権はもともと協定調印に反対していたわけではなく、遅い時期まで調印に肯定的態度を示していたが、EUが調印の前提としてティモシェンコ（汚職のかどで逮捕されて獄中にいた）の釈放を求めたり、ロシアとの関係を切ることを求めたりしたことから、交渉は難航した。ヤヌコヴィチはギリギリまで迷っていたようだが、経済危機からの脱出のためEUとロシアの双方に援助を求めたのに対してロシアの方がより多くの援助を申し出たことが大きな要因となって、調印を断念した模様である。結局、2013年11月21日に調印停止が発表され、これを直接的契機として政府批判の大衆運動が高まることとなった⁹。

反政府気運に拍車をかけたもう一つの論点として、政治腐敗の問題があった。政治腐敗という現象自体はこのときに始まったものではないし、ウクライナに限られたことでもなく、「上からの資本主義化」を強行した旧社会主義国に共通のものだが、ヤヌコヴィチの場合、政治権力も経済力も彼個人およびその家族や取り巻きの手に集中したことが、元来彼を支持していた勢力をも離反させ、反政府的雰囲気を高めた。こうして、反政府運動が2013年11月下旬に広がった。これがマイダン革命の出発点をなす¹⁰。

2013年11月下旬に始まった反政府運動は、はじめのうち平和的な市民運動が中心だった。しかし、月末に警察が強硬な弾圧策をとり、反政府側の一部もこれに対抗して暴力戦術をとりだし

⁸ ゴルバチョフはロシア・ウクライナ・EUの「トライアングル」を築くために交渉と調整のメカニズムを模索する必要があったのに、EUはロシアと協力する機会を拒み、この問題についてロシアを加えて話し合うことを一切拒否したと書いて、ヤヌコヴィチを擁護している。Горбачев (2017), c. 366-369; ゴルバチョフ (2022), 439-441 頁。

⁹ 連合協定調印停止に至る経過は曲折しているが、D'Anieri (2019b), pp. 190-207 が「安全保障のディレンマの経済版」という特徴づけでかなり詳しく書いている。なお、調印停止はEUとの協力の拒否を意味しなかったとの指摘がある。Ishchenko (2014a)。

¹⁰ 以下の経過は多くの著作に書かれているが、相対的に詳しいものとして、Arel and Driscoll (2023), chap. 4; D'Anieri (2019b), chap. 7; 松里公孝 (2023) 第2章。

たため、12月には暴力的衝突が始まった。もともと、この段階での暴力はまだ限定的なものであり、それほど大規模なものではなかった。

2014年1月前半には祝日休みのせいもあって運動はいったん退潮し、そのまま収束するかにも見えた。大衆運動が再び高揚するきっかけとなったのは、集会・デモなどに関する規制を強める一連の法律——反政府側から「独裁法」と呼ばれた——が1月16日に採択され、憤激を招いたことにあった。その後、政府の対応は強硬路線と妥協路線の間を揺れ動いたが、そうした中途半端な対応は運動の急進化を刺激した。

反政府運動は議会内野党、大衆（市民）運動、極右勢力（「スヴォボダ」党および右派セクター）¹¹といったさまざまな潮流の混合からなっていたが、それらの間には共闘と異質性の複合的な関係があった。野党指導者たちは運動全体を代表しようとしたが、大衆の間には彼らへの期待と不信とが入り混じっており、そのことが野党への圧力となった。

「極右」勢力の役割の評価については、非常に大きかったとするものから、とるに足らないとするものまで、諸説ある。とはいえ、力点の置き方やニュアンスの差はともかく、極右が実数としては少数であること、しかし混乱した情勢の中で実数以上の影響力を行使したという点では大まかな一致がある¹²。極右集団のイデオロギーは他の人々にそのまま共有されたわけではないが、彼らが犠牲を恐れずに官憲の弾圧への対抗暴力を積極的に行使したことは一定の共感を呼び起こし、彼らは「民主化」運動から排除されなかった¹³。というわけで、極右が全体を代表していたわけではないが、彼らが運動全体と全く無縁だったともいえない。そして、そのような部分が運動の一構成要素となったことは、暴力のエスカレートに大きな役割を果たした。

¹¹ 代表的な極右団体としての「スヴォボダ」党および右派セクターについて簡単な解説を施しておく。

先ず、「スヴォボダ」党の前身は、1991年結成の「社会・民族党」ないし「社会・国民党」（明らかにドイツのナツィオナルゾツィアリスティッシュを模したネーミングであり、ナチと同じシンボルを使っていた）にさかのぼる。それが「スヴォボダ」と改称したのは2004年のことであり、選挙戦に参加したり諸外国に支持を仰ぐ必要性から「ネオナチ」色をある程度薄める戦術をとったが、その後も反ユダヤ主義を含む人種主義の立場は一貫しており、反共＝反ユダヤ、「ひとつの人種、ひとつの民族、ひとつの祖国」という考えをとった。ネオナチ色を薄める戦術のおかげもあって、スヴォボダ党は2009-10年の地方選挙では西ウクライナの3州で優位を獲得し、さらに2012年の最高会議選挙では約10%の得票率で37議席（38説もある）を獲得した。その意味で、スヴォボダは極右であると同時に、議会内野党の一角を構成してもいた。次に、「右派セクター」は正式の旗揚げは2013年11月だが、そこに合流する諸派は1990年代から活動していた。彼らは早い時期から暴力戦術をとり、中には露骨にナチ・イデオロギーを掲げる勢力もあった。なお、極右勢力に共通のスローガン「ウクライナに栄光あれ、英雄に栄光あれ」は元来、独ソ戦期にナチと提携したOUN（ウクライナ民族主義者組織）のスローガンだったが、マイダン運動の広がりの中で、そうした起源とは無頓着に、広く使われるようになった。典拠については注12・13など参照。

¹² 極右の役割の過大評価を批判する議論として、Likhachev (2015); これに対して、極右の役割を軽視すべきでないとする議論として、Kudelia (2018); Ishchenko (2016, 2018); Katchanovski (2016)など。

¹³ ショア (2022) は市民運動としてのマイダン運動に熱い共感を寄せ、極右と市民運動の違いを力説しているが、実際には両者の間に連帯ないし共闘関係があったことをとところどころで示唆している（たとえば、83-84、206-208、228頁）。クデリアは、右派セクターが暴力に訴えたとき、それまで「平和主義者」を自認していた人も「暴力は避けられない」と考えるようになり、暴力的闘争方法と非暴力的闘争方法は相互補完的になったと指摘している。Kudelia, (2018), pp. 511-514. またダニエリは、極端なナショナリストはごく少数だったが、彼らの一貫性、暴力的弾圧に屈しない姿勢などのおかげで人数以上の影響力を持つことになったとしている。D'Anieri (2019b), pp. 213-214.

なお、西部諸州ではそれ以前から「スヴォボダ」党の勢力が強かったが（前注 11 参照）、彼らは既存の国家権力を無視して地方行政機関を占拠したり、警察にとって代わる自警団を組織したりして、地域レベルでの「暴力革命」を推進した¹⁴。このような非合法暴力戦術は、まもなくドンバスの反マイダン勢力によって逆方向から模倣されることとなる¹⁵。

〈大詰め：2014 年 2 月〉

1 月後半には、政府が「独裁法」の一部撤回、首相更迭およびそのポストを野党指導者に提供するなどといった譲歩を提案した。しかし、これだけで反政府運動を満足させることはできず、運動は収束しなかった¹⁶。

部分的譲歩で野党を宥和することのできなかったヤヌコヴィチは、2 月 20-21 日に更に譲歩して、憲法体制の変更¹⁷および自らの早期退陣を約束し、これによって野党指導者たちとヤヌコヴィチの合意が成立した（フランス・ドイツ・ポーランドの外務大臣もこの交渉に関与して、合意を促進した）。しかし、この間に再び衝突が広がり、暴力沙汰が増大した¹⁸。20 日にはスナイパーの発砲により多数の死傷者が出るという事態まで生じた。このときの大量殺戮の真相については諸説あり、混沌としている¹⁹。真相はともあれ、現に大量の死者が出たこと、そして（その当時の一般的な理解としては）これが政権および警察の横暴を象徴するものと受け取られたことから、広場の群衆は激高し、いかなる妥協も受け入れられないという雰囲気が強まった。

上述したヤヌコヴィチと野党指導者の合意はこうした流血の事態を背景として、20-21 日の晩

¹⁴ ウクライナでは州知事は中央権力の任命制であるため、州議会を「スヴォボダ」が握っても行政府はヤヌコヴィチ政権の系列下にあったが、そういう行政府を極右勢力が「革命的に」打倒した。

¹⁵ Arel and Driscoll (2023), p. 81

¹⁶ D'Anieri (2019b), pp. 216-217; Arel and Driscoll (2023), pp. 82-83 など。

¹⁷ 2004 年憲法修正（大統領権限を弱め、議会の役割を高める）はその修正手続きが憲法に基づいていなかったという憲法裁判所の判断によって無効とされていた。マイダン革命期に野党は 2004 年憲法の復活を求め、ヤヌコヴィチはこれに同意を与えた。

¹⁸ 2 月 18 日に野党指導者は「平和的行進」を呼びかけたが、その行進の指揮を戦闘的な自衛部隊に委ね、運動参加者たちはこれが平和的行進ではないことを理解していた。Kudelia (2018), pp. 513. 右派セクター」は支持者たちに猟銃を持って広場に集まるよう呼びかけていた。Arel and Driscoll (2023), p. 85.

¹⁹ マイダン革命後のウクライナ政権の判断によれば、この射撃はヤヌコヴィチの指令を受けた警察部隊によるものだとされ、これがウクライナおよび欧米諸国の主流派の見解となった。これを真っ向から批判して異説を唱えたのはカチャノフスキ（ウクライナ出身で、現在はカナダで研究に従事している）である。彼は司法当局の収集した銃弾の弾道その他の資料に基づき、射撃はマイダン派が制圧していた建物に陣取っていた極右活動家によるものだという主張を 2014 年以來一貫して唱えている。この主張はマイダン革命の正統性に関わる意味を持つため、激しい政治的論難を浴びたほか、論述が雑然として十分アカデミックでないという批判も招いた。Marples (2014). 司法当局による解明の作業は、いったん取り組まれてから下火になり、ゼレンシキ期になって再度取り組まれてから再び下火になるという曲折をたどり、あまり進んでいない模様である。2023 年までの検証作業については、松里公孝 (2023) 110-115 頁に詳しい。その後、カチャノフスキは立論を補強して、2 つの新論文を発表した。それによれば、2023 年末にキーウの地区裁判所が出した判決は、射撃はヤヌコヴィチの指令を受けた警察によるものではなく極右活動家たちによる可能性が高いことを確認したが、この判決は大多数のマスメディアによって無視されたという。Katchanovski (2023, 2024). ここで紹介された判決はカチャノフスキ説の妥当性を確認するものであるかに見えるが、最終的に確定したものではなく、真相は依然として「藪の中」状況にある。

に徹夜で行なわれた。それまでの交渉経過に照らせば、この合意は野党の要求をヤヌコヴィチがほぼ全面的に受け入れるものだったが、激高していた群衆はそれを受け入れなかった。21日に野党指導者とポーランド外相が広場の大衆の前に姿をあらわして、政府と野党の合意を受け入れるよう訴えたが、それを受け入れまいとする群衆はヤヌコヴィチの即時退陣を要求して、政府の重要施設を実力で占拠した。こうした中で、ヤヌコヴィチは21日から22日にかけて国外逃亡した。

〈帰結と評価〉

それまで政権党だった地域党は明確なイデオロギーとか強固な組織を持つ政党ではなく、オリガルヒのまわりにパトロン・クライアント関係で結集した緩やかな組織にすぎなかったため、こうした事態のなかで急速に瓦解し、多くの党員が離反した。旧与党議員（地域党および共産党）の多くが寝返ったり欠席しているなかで最高会議会期が開かれ、ヤヌコヴィチが職務を放棄したという宣言が採択されて、野党指導者のトゥルチノウが大統領代行に選任された（その際、大統領罷免のための憲法的手続きは踏まれなかった）。このとき組織された新しい政府では、極右政党のスヴォボダに副首相、国防相、環境相、農業省、検事総長のポストが与えられた²⁰。

なお、このとき最高会議は前述の2012年言語法を無効とする決定を同時に採択した。これは少数派言語保護の廃止を意味するため西欧諸国から批判を浴び、トゥルチノウ大統領代行はこの決定に署名せず、決定は発効しなかった（言語法制をめぐるその後の経緯は後述）。

政府の腐敗を市民が追及して大衆運動が高揚するのは民主主義の自然な生理であり、この政変を歓迎する人々がこれを「民主主義の勝利」として歓迎したのは自然である。他面、反政府運動の中に極右勢力が混入して暴力がエスカレートし、政府と野党指導者の間でいったん成立した合意が群衆によって拒否されて、大統領罷免の立憲の手続き抜きに政権が倒れるというのは平和的市民運動の枠を超えた事態であり、この政変に反対する立場からは「不法なクーデタ」「暴力革命」「極右勢力の勝利」などに見なされた²¹。

マイダン革命が「暴力革命」的な様相を帯びた——少なくとも、多くのロシア語系住民の目にはそのように映った——ことは、クリミアおよびドンバス2州の住民を強く刺激し、前者はロシアへの移行、後者は「人民共和国」樹立へと進んだ。これはそれまでの国家秩序の非立憲的な変更であり、ウクライナのみならず諸外国から強く非難された。もっとも、当事者たちからすれば、その前にキーウで非立憲的な暴力革命があったということが正当化根拠とされている。クリミアおよびドンバスの動きは「ロシアのカイライ」と見なされがちだが、それだけで割り切ることはできず、それぞれ個別に検討する必要がある。

²⁰ このことは多くの文献で触れられているが、ポストの特定はIshchenko (2024), p.12による。

²¹ この政変の背後にアメリカの手が作用していたという説——とりわけ当時国務次官補だったヌーランドの役割を重視する——があり、論争を呼んでいる。ヌーランドらが当時キーウに赴いて反政府運動支援の立場から活動していたのは事実だが、それが全体情勢を決定的に左右したとするのは誇張と思われる。敢えて私見を述べるなら、「暴力革命」説は留保付きながらある程度の妥当性があるのに対し、「アメリカに操作されたクーデタ」説は妥当性を認めにくい。

2 クリミヤ併合

〈前史〉

クリミヤには古い歴史があるが、15-18世紀には、オスマン帝国保護下のクリミヤ＝ハン国が栄えた（その勢力範囲はクリミヤ半島だけでなく、黒海北岸から北カフカースー帯に及んでいた）。1688-1774年の露土戦争でロシアが勝利したことにより、クリミヤ＝ハン国はオスマン帝国の保護から切り離され、1783年にはロシア帝国に併合された。その後、先住民たるクリミヤ＝タタール人は19世紀から20世紀初頭にかけて大量に国外流出し、第一次世界大戦の頃にはクリミヤ住民の20-25%程度に低下していた（少数派になったのがスターリンによる追放後のことだという俗説は間違い）。クリミヤ＝タタール人の流出と入れ代わるようにしてロシア人とウクライナ人が流入して、住民の多数派を形成するようになった。

ロシア革命後、諸勢力が複雑な角逐を繰り広げたが、勝利を収めたボリシェヴィキ（共産党）は、「民族自決」の建前から、少数派になっているクリミヤ＝タタール人を重視し、「（ロシア共和国内の）自治共和国」という地位を付与した。自治共和国における国家語はクリミヤ＝タタール語およびロシア語とされた。

独ソ戦期にクリミヤはいったんドイツに占領されたが、1944年にソ連がドイツからクリミヤを奪回した。そのすぐ後に、クリミヤ＝タタール人、ギリシャ人その他の諸民族は「対敵協力」の汚名を着せられて、クリミヤから集団的に追放された。翌45年には自治共和国という地位も廃止され、クリミヤは単なる州となった。

この時期までのクリミヤは、自治共和国であれ州であれロシア共和国の管轄下にあったが、1954年にロシア共和国からウクライナ共和国へと移管された。この移管の理由および正統性をめぐっては後に論争が起きるが²²、とにかくクリミヤはこのとき歴史上はじめてウクライナの行政管轄下に置かれることとなった。

1956年のスターリン批判時にいくつかの被追放民族が名誉回復されたとき、クリミヤ＝タタール人はその対象とならなかったが、67年に遅ればせに名誉回復されて、名目上の権利を回復した。もともと、その後も煩雑な行政手続きの壁に阻まれて、クリミヤへの帰還はごく細々としか実現できず、そのことへの抗議運動が続いた。

1989年のソ連人口調査によれば、クリミヤ住民の民族構成はロシア人 67%、ウクライナ人 26%、ベラルーシ人 2%、クリミヤ＝タタール人 1.6%となっていた。ウクライナ人やベラルーシ人でもロシア語を母語とする者が多いため、母語がロシア語だという人の比率は 83%に及ん

²² この移管についてはさまざまな解釈があるが、当時は1654年のペレヤスラフ協定300周年を記念した「ロシア＝ウクライナ友好の証」という一般論以外には明確な説明がなく、そのことが「フルシチョフの恣意的決定」という批判を招くもととなった。現代の研究者の間でも諸説あり、決定版的説明はないが、フルシチョフが権力闘争上の考慮からウクライナの指導者たちの支持獲得を求めたという解釈が比較的有力である。Kramer (2014). 戦後初期の反ソ・パルチザン戦争がまだ収まっていなかった当時のウクライナに領土を「贈る」ことで民族感情の宥和を求めたという側面もありうる。

だ（これは人口調査での公式記録だが、現実の言語使用はこの数字が示す以上にロシア語優位であり、おそらく9割前後だったとみられる）²³。

こうして、現地の住民中ではロシア語系住民が圧倒的多数であり、ウクライナ民族主義はほとんど浸透していなかった。そして、多数派たるロシア語系住民は、ペレストロイカ期ウクライナにおける言語法採択や主権宣言といった動きに懸念をいだき、かつてあった「自治共和国」という地位の復活を求める動きが高まった。1991年1月に「ソ連の構成主体としての自治共和国」という地位に移行することへの賛否を問う住民投票が行なわれて、圧倒的に可決された²⁴。

なお、この住民投票に際し、クリミヤ＝タタール人は、現に住んでいる住民たちによる「自決」に反対して、「自決」の主体は自分たちをはじめとする先住民（カライム人、クリムチャク人を含む）だけだと唱えて、投票をボイコットした²⁵。住民投票後に形成された自治共和国最高会議はクリミヤ＝タタール人に民族代表としての議席を提供して代表派遣を要請したが、これもボイコットした。もっとも、クリミヤ＝タタール人の運動はいくつかの組織に分かれていて、一枚岩ではなかった。また、ウクライナの諸政党は元来クリミヤに足場をもたず、クリミヤ自治に関心を怠いていなかったが、ロシアとの対抗が高まる中でクリミヤ＝タタール人運動の一部に働きかけて同盟関係の構築に努めるようになった²⁶。

このときの住民投票では、ロシア共和国への移行は問われず、さしあたり「ウクライナの中の自治共和国」ということが前提された。住民の間には「ロシアへの移行（復帰）」論もあったが、ソ連という大枠が存在している間は「ウクライナの中の自治共和国」でも「ロシアの中の自治共和国」でもソ連の中という点では同じなので、大差ないと考えることができ、この問題の争点化は避けられた。ところが、8月24日にウクライナが独立宣言を採択すると、ウクライナがソ連にとどまるという前提が揺らぎ、クリミヤではウクライナからの独立論やロシアへの移行論が高まった。

ウクライナ独立宣言の直後に、エリツィン・ロシア大統領の報道官ヴォシチャノフは一連の共和国における独立宣言採択に触れて、もし同盟関係が清算されるならロシアは国境見直しの問題を提起する権利を留保すると発言した。これはクリミヤおよびウクライナ東部への領土要求を含意しており、一大センセーションを巻き起こした。これ自体は、あまり紛糾させまいとする政治家間の合意によってとりあえず不問に付されたが（1990年11月19日調印のロシア＝ウクライナ条約第6条における現行境界線尊重の原則が再確認された）、それにしても対抗の底流は

²³ 塩川伸明（2004）215頁の表3・6参照。公式調査と現実の言語使用のズレについては、同、215-216頁。クリミヤを含むウクライナの言語状況については、Arel（1995a, 1995b, 2002a, 2002b）が多角的に論じている。

²⁴ 塩川伸明（2021）1714-1719頁。

²⁵ Центр по изучению межнациональных отношений. Институт этнологии и антропологии им. Миклухо-Маклая（1992）т.1.с.165, 171-269; т.2, с. 105-108,

²⁶ 塩川伸明（2021）1713-1724頁。

残った。後のロシア＝ウクライナ対抗の種はこのようにして蒔かれた²⁷。

ソ連解体後、1990年代前半を通して、クリミアではウクライナからの独立論や「ロシアへの復帰」論が盛んに唱えられた。1992年5月にはクリミアの国家的自主性に関する宣言（独立宣言と解されることもある）およびクリミア共和国憲法が採択された。この憲法は純然たる分離独立論ではなかったが、キーウ政権はここにウクライナからの独立志向をかぎつけて警戒した。94年1月のクリミア大統領選挙では、キーウとの関係を尖鋭化させまいとするバグロフ最高会議議長と独立論者のメシュコフが争って、後者が当選したが、そのことはキーウとクリミアの対抗関係を一段と深めた。キーウ政権はクリミア憲法を無効とし、大統領職を廃止するという強硬態度を示した。このときロシア国内ではクリミア支援論がかなり強かったが、政権はウクライナとの関係の複雑化を恐れ、メシュコフ支援を避けた。メシュコフは病気のためもあって95年7月に政界から引退し、96年にはウクライナ憲法でクリミアをウクライナ内の自治共和国と規定する妥協が成立した。こうして、キーウとクリミアの対立はある程度やわらいだが、その後も潜在的対抗関係は残った。

クリミア現地におけるこのような動向はロシア国内政治にも反映した。クリミアはロシアに戻るべきだと唱える「愛国派」の主張はロシア政界でかなり強力なものであり、政権への圧力となった。政権自身は「クリミア奪還」論まで唱えはしなかったが、黒海艦隊保持には強いこだわりを見せた。

複雑な交渉の末、1997年5月にロシア＝ウクライナ友好協力条約および黒海艦隊分割協定が調印され、国境不可侵、黒海艦隊分割（ロシアの取り分は82%、ウクライナの取り分は18%）、ロシアは母港としてセヴァストポリを使うことに対し賃借料をウクライナに払う、艦船の約8割をとることの見返りも支払う、ウクライナからロシアに移送された核兵器についてもロシアが補償金を支払う、但しこれらの金額はウクライナの対露債務（主にガス料金）で相殺される、という取り決めが成立した。こうして、クリミアの地位および黒海艦隊問題は一応の解決にたどりついた。

具体的な国境画定については、2003年2月に国境画定条約が調印され、最後の論点たるケルチ海峡問題は、2012年7月のプーチン＝ヤヌコヴィチ会談で決着した（5頁で前述のように、ほぼウクライナの主張通りに境界が引かれた）。国境画定条約をロシア議会が批准したことは、クリミアをウクライナ領と認めることの法制的確認という意味を持った²⁸。このようにクリミアの帰属および黒海艦隊問題はいったん決着を見たが、14年のマイダン革命はこの状況を一変させることとなる。

〈2014年の展開〉

いま述べたように、マイダン革命に先だつ時期にクリミアの帰属問題も黒海艦隊問題もいつ

²⁷ 塩川伸明（2021）1949－1950頁。

²⁸ Кремнев(2005), с. 91.

たん決着しており、1990年代に強かった「ウクライナからの独立」論や「ロシアへの移行」論は退潮して、「ウクライナの中の自治」でよしとする考えが広まっていた。ところが、マイダン革命は当地の多数派をなすロシア語系住民の眼から見れば、キーウで暴力革命が起きて極右勢力が権力を握ったものと映り、それまでの協調関係の前提を覆すものと受けとめられた。また、モスクワにとって、黒海艦隊基地を含むクリミヤの戦略上の意義は非常に大きなものがあったから、モスクワはキーウにおける政権転覆の直後に兵力を送り込んで、クリミヤの制圧に乗りだした（2月27日）。

もっとも、クリミヤ現地の政治エリートはモスクワの単なるカライではなく、現地には独自の政治過程があった。クリミヤには多数の政党が分立しており、モスクワのコントロール下にあったわけではない。マイダン革命期にも、キーウとの交渉に期待を託す勢力とロシアの支援を仰ごうとする勢力とがいた（大まかに分けるなら、ドネツィク州から送り込まれてきた人たち——マケエフカ市とドネツィク州の名を取って「マケドニア人」と呼ばれた——は前者、土着エリートは後者だった）。クリミヤ現地の政治の帰趨は最初から明白だったわけではなく、モスクワも現地の状況を十分把握していなかったが、キーウで政変が起きた2月下旬にモスクワはクリミヤへの介入を決意し、現地エリートのうちの「ロシアへの復帰」派と手を結んだものと考えられる²⁹。

政治家たちの動向とは別に、現地住民——その大多数を占めるロシア語系住民——について見るなら、彼らの間には、かねて「ロシアへの復帰」論が根強く存在していた。もっとも、キーウとの関係が安定している間は「ウクライナの中での自治」が受け入れられており、「もしウクライナが連邦化されるなら、その中での自治でよい」という考えも有力だったが、事態の急展開の中で、もはやウクライナの中にはとどまれないという感覚が急激に強まった。そのきっかけとなったのは、キーウにおける衝突がクリミヤにも持ち込まれて、暴力的衝突事件が2月後半に起きたことである³⁰。このことは、「暴力革命の波及から逃れるためのウクライナからの独立」という発想を広めるもととなった。

3月16日に行なわれた住民投票は、「ロシア連邦の主体としてのロシアへの編入」と「1992年クリミヤ憲法への復帰に基づくウクライナ内残留」のどちらを支持するかを問う形で行なわれた。公式発表によれば、投票率は83.1%で、第一問賛成は96.8%、第二問は2.5%とされた³¹。短期間に急遽実行された住民投票がどの程度公正に行なわれたかには疑問の余地があり、公

²⁹ 松里公孝（2014）、Matsuzato（2016）。

³⁰ この衝突については大きく異なった報道があり、実相を確定するのは難しい。確実なのは、ともかくある程度の衝突があったこと、そしてそれに関する実像・誇張・虚像の入り混じった情報が乱れ飛び、クリミヤ住民たちへの恐怖心を高めたということである。Arel and Driscoll（2023）、pp. 104-106; Matsuzato（2016）; 松里公孝（2014）97-98頁。

³¹ 当初、住民投票は5月に行なうことが予定され、そこでの設問はウクライナと国家連合の関係に入ることについての賛否を問うものとされていた。しかし、事態の急激な展開の中で、住民投票は3月16日に繰り上げられ、その内容も本文で示したようなものに変更された。なお、1992年クリミヤ憲法は前述のようにウクライナからの自治拡大をうたっていたが、キーウ政権はこれを「分離主義」と捉えて、この憲法を無効としていた。その復活要求はウクライナが連邦国家になるという条件でウクライナにとどまる

式発表の数字にはある程度の水増しがあったと考えられるが、それにしても全体として多数がロシアへの移行に賛成したことは確実である（この点、2022年9月にウクライナ東南部4州で行なわれた住民投票とは性格を異にする）。その後の併合過程では、現地駐在ウクライナ軍・警察の大多数がロシア側に着いたため、衝突はほとんどなく、ロシアへの移行は平和裏に実現した。キーウ政権も、クリミア住民の大多数は親露的だということを認識しており、介入の余地はないと考えた。実際、クリミアにいたウクライナの軍・治安部隊人員のうち約70%がロシア側に着いたし、3月11日にクリミア州議会が「独立」を宣言したとき、議員の約8割がこれに賛成した。キーウで2月28日に国家安全保障会議が開催されたとき、治安警察長官も内務大臣も、クリミアの住民の大多数が親ロシア・反ウクライナである以上、打つ手はないと発言した³²。

住民投票の信頼性をチェックする上で貴重な情報を提供しているのは、英米の2人の研究者が独立的な世論調査機関の協力で得た情報に基づいて書いた論文である。それによれば、2014年末の時点で、現地住民の大多数（ほぼ85%）がロシアへの移行を肯定的に評価していた。民族別で見ると、ロシア人とウクライナ人の間に大きな差はなかった³³。クリミア＝タタール人は肯定度がやや低い、圧倒的に否定的というわけでもなかった。このようなデータを紹介して、論文の筆者たちは、住民投票の実施手続きには瑕疵があったが、仮に瑕疵のない投票がなされた場合にも肯定的回答が多数を占めただろうと書いている。論者はクリミアのロシアへの併合を肯定しているわけではなく、法的見地からいえば不法だという認識に立った上で、そのように不法な併合であっても現に住民の多数派が支持しているという現実をどう見るかは難問だと指摘している³⁴。

多数派＝ロシア語系住民とは別に、クリミア＝タタール人の動向についても見ておく。もともと彼らは一枚岩ではなく、いくつかの潮流に分かれていたが、ある時期以降、クリミア＝タタール民族代表大会評議会（メジュリス）の指導部を急進派が握り、彼らとウクライナ・ナショナリストが同盟関係を構築するようになっていた（前注26参照）。マイダン革命後、メジュリス指導部はクリミアからウクライナ本土に移動し、クリミアに残ったメンバーを除名した。この後、メジュリス指導部はウクライナ本土からその立場を広く世界的に発信しているが、クリミアに残る部分と彼らの間には一定の疎隔が生じた。

クリミア現地権力はロシア語系住民を中心としつつも、クリミア＝タタール人を取り込むため、人口比以上に高い議員枠（クォータ）を保証したり、閣僚ポストを割り当てたりなどしている。また現地に残ったクリミア・イスラーム宗務庁は、ロシア内のヴォルガ＝タタールやトルコの宗務庁からの援助を受けて活動を継続している。このように、クリミア＝タタール人は

という考えを意味した。

³² Arel and Driscoll (2023), pp. 111-112, 114-115.

³³ 「ロシア人」とか「ウクライナ人」といっても、統計上のカテゴリーに過ぎず、社会的実態や意識の差を反映するとは限らない。クリミアのウクライナ人は大部分がロシア語話者であり、ロシア人との差は小さかった。

³⁴ O'Loughlin and Toal (2015).

ロシア併合を絶対に認めない勢力と現状を容認する部分に分かれた³⁵。

3 ドンバス戦争の始まり

(2014年春まで)

ドンバス（ドネツィクおよびルハンシクの2州）とクリミヤはある程度共通したところがあり、ひとまとめにして論じられることも多いが、よく見ると異なる面もかなりある。住民の民族構成および母語統計を見ると、1989年時点でドネツィク州の住民のうちロシア人は44%、ロシア語を母語とする者は68%であり、ルハンシク州ではそれぞれ45%と64%だった³⁶。ロシア語優勢地域であることは明らかだが、クリミヤにおけるロシア語母語率と比べると、そこまでの高さではないということになる。

なお、母語がロシア語かウクライナ語かは必ずしも明確な二者択一とは限らない。どちらを母語とするにしても他方の言語もできる人が多い——ウクライナ語話者がロシア語を習得している比率に比べロシア語話者がウクライナ語を習得している比率は低めだが、それでもウクライナ語を聞いて分かる程度の知識は持っていることが多い——ので、「ロシア語話者」と「ウクライナ語話者」の差異は相対的である。また、政治意識と言語の相関もそれほどストレートではない。一般的にはロシア語話者は親ロシア的になりやすく、ウクライナ語話者はその逆という傾向があると考えられるが、他の地域はさておきドンバスでは必ずしもそうではない。というのも、この地域の住民の間では、アイデンティティのよりどころを言語よりも地域に置く——「われわれはこの地の住民だ」と意識する——人が多い。ロシア語話者であれウクライナ語話者であれ、「ドンバスという地域の人間」また「炭鉱業や鉄鋼業に従事する人間」としての自意識が強く、そのことは帝政期やソ連時代においてはモスクワに対する地域的自己主張を意味したが、ソ連解体後はキーウに対する自己主張を意味するようになった。キーウに対して地域的自主性を主張することはウクライナ内での遠心傾向を意味するが、そのことはロシアあるいはモスクワへの接近志向を意味するわけではない。彼らの願望は、中央集権的なウクライナよりも分権的なウクライナ——制度的にはウクライナの連邦化——ということであって、それはウクライナからの分離とかロシアへの移行ということではない。そして、そのような発想は、ロシア語話者かウクライナ語話者かに関わりなく広く共有されていた³⁷。

ドンバス2州よりも広く、ウクライナ東南部諸州（ハルキウ、ドニプロペトロウシク、ザポリージャ、ヘルソン、ムィコライウ、オデーサの6州）をも視野に入れて、その社会的・政治的意識、とりわけいわゆる「親露性」の度合いについても考えておきたい。なお、何をもって「親露的」というかはそう簡単に確定できるものではなく、「親露的」だからといって「親プーチン」

³⁵ Matsuzato (2016), 松里公孝 (2017) 参照。

³⁶ Государственный комитет СССР по статистике (1991), с. 80-83.

³⁷ ドンバス住民のアイデンティティについては多くの文献があるが、系統的なフィールドワークに基づく論文として、Kudelia and van Zyl (2019)。

とか「ロシアへの移行志向」を意味するとは限らない。そのような留保をおいた上でだが、帰属意識や望ましい将来像について尋ねた多数の社会調査を総合するなら、相対的な意味においては「親露」性の度合いを測ることができる。それによれば、各州住民の相対的な「親露性」は全ウクライナ平均よりは東南部諸州で高いがドンバス2州ほどではなく、ドンバスでは他の東南部諸州より高いとはいえクリミヤほどではないという序列が存在する³⁸。この序列は後述の政治的・軍事的過程とも密接に関係する。



以上では、2014年の政治変動が始まる以前のドンバスの特徴について見てきたが、2014年のドンバスにおける変動はクリミヤとは異なる特徴を持って進行した。クリミヤのロシアへの併合がキーウでの政変直後に速やかに生じたのに対し、ドンバスの動きはそれよりも大分遅れて進行した。さかのぼるなら、クリミヤは「自治共和国」という独自の地位を持っていて、ウクライナからの分離とロシアへの移行を求める動きもソ連時代末期以来の背景があったのに対し、ドンバス2州はもともと自治的単位ではなかったし、1990年代から2000年代にかけての時期に分離紛争が起きてはいなかったから、紛争爆発に至る経路も異なる。変動の帰結についていえば、ドンバスはクリミヤと違ってロシアへの移行ではなく、独自の「人民共和国」形成という

³⁸ Katchanovski (2016); Toal (2017), chap. 7; O'Loughlin, Toal and Kolosov (2017); Kudelia (2022b); Arel and Driscoll (2023) などに多くの調査結果が紹介されている。

形になった。またクリミヤのロシアへの移行は一時的・例外的な衝突を別として基本的に平和的に進行し、その後も平穏な状態が続いたのに対し、ドンバスでは長いこと戦争状態が続いて22年以降の全面戦争に連続した。ロシアにとっての介入必要性の度合いも同じではなかった。ロシアにとってクリミヤは黒海艦隊の基地という点で死活的重要性を持ち、また「1954年の移管は不法であり、クリミヤは本来ロシア領だ」という観念が国民の間に広がっていることから、マイダン革命後の情勢のもとでは「クリミヤ奪還」に乗り出す強い動機があった。これに対し、ドンバスは老朽化した重厚長大産業を主たる産業としており、ロシアにとってそのような地域を抱え込むインセンティブはあまり大きくなかった。

2014年におけるドンバスの政治変動について考える上で重要なのは、それまでドンバスの州行政府を握っていた地域党がヤヌコヴィチ失権とともに一挙に瓦解し、一種の権力空白が生じたということである。その権力空白を衝く形で、共産党の中下級活動家や一部の過激ロシア・ナショナリストたちが反乱を起こして、4月7日にドネツィクとハルキウ、27日にルハンシクで「人民共和国」を宣言し（但しハルキウの動きはすぐに鎮圧された）、5月11日には住民投票を行なってウクライナからの自決を宣言した（もっとも、この「自決」ということの意味はあまり明確ではなく、またロシア政権は住民投票実施に反対の態度をとり、そのことが状況の不分明性を倍加した）³⁹。

こうして登場した2つの「人民共和国」は、自分たちだけで完結するのではなく、「ノヴォロシア」全域への運動拡大を呼号した。「ノヴォロシア」とは、18世紀末にクリミヤ＝ハン国が滅びて黒海北岸一帯がロシア帝国統治下に入ったときに使われた言葉だが、それまでクリミヤ＝ハン国の勢力圏だったことから、かつてポーランド領だったウクライナの他の地域とは異なる歴史的・文化的個性を持っていた。また、住民中のロシア人比率（またロシア語話者の比率）も、ドンバスやクリミヤほどではないとはいえ、かなり高かった。そのような背景から、ドンバスの「人民共和国」はこれらノヴォロシア諸州（先に挙げたハルキウ、ドニプロペトロウシク、ザポリージャ、ヘルソン、ムィコライウ、オデーサ6州のほか、場合によっては、更にモルドヴァの沿ドネストル地域をも含みうる）の糾合を目指した⁴⁰。プーチンはあたかもこれを奨励するかのようになり、4月17日の演説で「ノヴォロシア」の語を用いた。しかし、これら諸州がドンバスの呼びかけに呼応することはほとんどなく、「ノヴォロシア連邦」構想はまもなく立ち消えとなった。プーチンも「ノヴォロシア」の語を繰り返し使うことはしなかった⁴¹（2022年の本格戦争の中

³⁹ ドンバスにおける「人民共和国」の登場およびその後の経過については数多くの文献がある。Kudelia (2017); Arel and Driscoll (2023), chap. 5; Matsuzato(2017); Matveeva (2022); Katchanovski (2016); Marples ed. (2022); Toal (2017), chap. 7; 松里公孝 (2016a), 松里公孝 (2023) 第4、5章、大串敦 (2023) など。以下の記述は特に断わらない限り、それらを総合した。

⁴⁰ 「ノヴォロシア」運動については、O'Loughlin, Toal, Kolosov (2017); Toal (2017), chap. 7; ロシアにおける「ノヴォロシア」イデオロギーについては、Laryuelle (2016, 2019); Kiryukhin (2023)参照。

⁴¹ ウクライナ東南部諸州がドンバスとある程度の共通性をもちつつも、ドンバスやましてクリミヤほど「親露性」が高くはないことについては本文で前述したとおり。東南部諸州のうち、人口や経済面で特に重要性が高かったのはハルキウとオデーサだが、ハルキウはロシアと接している一方、キーウとも地理的に近く、キーウ政権からの梃子入れが強力だった。また、オデーサ（ここではマイダン派と反マイダン派

で「ノヴォロシヤ」概念も復活する。もっとも、ノヴォロシヤ全体というよりも、ドンバスとクリミヤをつなぐ枢要の位置にあるザポリージャとヘルソンの2州が特に重視され、ロシアに併合された。

ドンバスの2つの「人民共和国」がロシア人擁護の旗を掲げたことから、一部の過激ロシア・ナショナリストたちはロシアから現地へ馳せ参じ、「人民共和国」運動に加わった。その代表例は、「ドネツィク人民共和国」の初代首相となったボロダイ、初代国防相ギルキン（別名ストレルコフ）らである。もっとも、彼らはクレムリンの意向を自己流に付度しつつ独自の行動をとったので、ロシア政権にとっては取り扱いにくい「味方」であり、まもなく排除されることになる。

世論の動向については、2014年4-5月（すなわち、まさにドンバス「人民革命」が進行しつつあった時期）にキーウ国際社会学研究所が行なった分離主義支持度に関する世論調査（ウクライナ各地を包括するが、クリミヤを除く）が興味深い。それによれば、ドンバス住民の選好は、①単一ウクライナの中にとどまるが、より大きな権限をもつ26%、②連邦化したウクライナの中での自治23%、③ウクライナから分離して他の国家〔ロシア〕に入る23%、④現状のまま9%、⑤ウクライナから分離して独立国家になる8%、となっていた。概括して言えば、現状維持論も独立国家論も極小で、主な選択肢は①②③ということになる。仮に後2者を広義の分離主義と見なした場合、その計は46%にのぼる。この数字はウクライナ西部・中部はもとより他の東南部諸州と比べても顕著に高い（もっとも、この調査に含まれていないクリミヤに関する他の調査結果と比べるなら、ずっと低かった）⁴²。

〈2014年夏から2015年春頃まで〉

7月に起きたマレーシア航空機撃墜事件は、おそらくロシア中枢からの統制を受けていない野生の「親露派」勢力による誤射とみられるが、そのことはロシア政府に「人民共和国」および「親露派」軍事勢力への統制強化の必要を感じさせた。7-8月には、ギルキンの率いる軍事部隊の制圧していた地域がウクライナ勢力によって奪還され、「人民共和国」は劣勢に追い込まれた。こうした推移をうけて、とうとう8月末にロシア軍正規部隊がドンバスに投入された。ドンバスへのモスクワの関与が強まる中で、初期に大きな役割を果たしていた共産党系活動家たちやロシアから駆けつけた過激ナショナリストたちは邪魔者扱いされることとなり、ボロダイもギルキンも「人民共和国」指導部から排除されて、現地出身の指導者に置き換えられた。

他方、キーウ政権は2つの「人民共和国」を「テロ集団」と認定し、「反テロ作戦」を展開した。いま述べたように、7-8月にはウクライナ側が優勢だったが、8月末にロシア正規軍が参戦してロシア側が巻き返した。

このようにして始まったドンバス戦争の一つの特徴は、双方の側で非公式の暴力部隊が大きな役割を演じたことにあった。「人民共和国」／ロシア側では、前述のギルキンやボロダイのほ

の対抗が強烈で、後者が立てこもる建物に前者が火を放って、多数が焼殺されるという事件が起きた）は国際港湾都市であるため、国際的承認を得られない「人民共和国」に加わることは現実性をもたなかった。

⁴² Katchanovski (2016), pp. 484-485.

か、スキンヘッド、「ユーラシア青年運動」「ロシア帝国運動」などといった極右集団（一部にネオナチを含む）がロシアから現地に駆けつけて戦闘に参加した。彼らは「ロシア愛国主義」を掲げる点でロシア政権と一定の共通性を持ち、部分的には政権関係者からの庇護を受けたりすることもあったが、統制の利かない「野生」の動きであり、ある時期以降は、政権から歯止めをかけられるようになった⁴³。

他方、ウクライナ側では、「反テロ作戦」に極右の「右派セクター」が参加したり、ナチのシンボルを身につけた「アゾフ連隊」——これは諸外国を含む各地から流れ込んだ分子を糾合した——などが、キーウ政権のコントロールが十分効かない形で活動した。ウクライナの「ネオナチ」については、それがどの程度の規模か、活動実態はどうか、政権はそれとどのような関係にあるのかをめぐって諸説が乱れ飛んでいて、確定することが難しいが、とにかくそうした勢力が一定程度存在したことが、ロシアからの「ネオナチ」宣伝に一定のもっともらしさを付与することになった⁴⁴。

いずれにせよ、非公式の暴力組織は、ウクライナ側にせよ、「人民共和国」／ロシア側にせよ、それぞれの中央政権から見て必ずしも統制しきれない勢力であり、そうした部分の暴走が破壊の規模を大きなものとした。その後、それぞれの政権は非公式暴力組織を統制下におこうと努めるようになったが、全面的には成功しなかった。

ドンバス戦争／紛争の特徴づけ、とりわけそれを「内戦」と呼んでよいかどうかという点をめぐっては激しい論争がある。ウクライナ政権寄りの見地からは、これはロシアからウクライナへの侵略という国家間紛争であって内戦などではないとされる。これに対してロシアの関与を低く見る立場からは、むしろ現地の諸勢力間の内戦だと主張される。こうした政治論争を離れて一般的に考えるなら、内戦と国家間紛争は重なり合うことがあり、必ずしも明快な二者択一とは限らないことに留意する必要がある。様々な国家的・準国家的・非国家的主体が入り乱れている紛争においては、内戦か国家間紛争かを一義的に決めることはできない。ドンバス戦争はまさにその典型と言える。その際、国家的主体の関与の大きさは時期によって異なる。2014年春から7-8月頃まではロシア政権は直接の関与を控え、間接的な関与にとどめていたのに対し、8月にロシア軍が投入されることで国家間紛争としての性格が色濃くなった（その後も、非国家的主体は一定の役割を果たし続けたが）。こういうわけで、この戦争は時期による様相の変化を含みつつ国家間紛争と内戦が重合したものと見ることができる。

とにかく大量の破壊と犠牲が生じる中で、双方の政権は停戦を試み始めた。2014年9月5日には第一次ミンスク停戦協定がウクライナ、ロシア、2つの「人民共和国」、OSCEの代表によって調印された。この停戦は短期に破られたが、2015年2月12日には「ミンスク2」——正式にはミンスク合意履行のための措置パッケージ——がウクライナ、ロシア、フランス、ドイツの4

⁴³ ロシアの極右のドンバス戦争への関与については、ラリュエル（2022）208-209頁参照。

⁴⁴ アゾフ（その組織化のイニシヤチヴをとったのは「右派セクター」のビレツキー）についてはさまざまな情報・見解が乱立しているが、手堅い研究として、佐原徹哉（2022）がある。

ケ国政府の参加のもとに調印された。その主な内容は、即時かつ包括的な停戦、OSCE（欧州安全保障協力機構）による監視と検証、ウクライナの法律に基づく両州の地方選挙の実行に向けた対話の開始、ウクライナの国境のウクライナ政府による全面的なコントロールの回復、両州の個々の地域に特別な地位を与える分権化をウクライナ憲法に明記すること、などとなっていた⁴⁵。この合意は雑多な内容を含んでおり、どの条項を優先的なものと見なすかによって異なった意味を持つという多義性があった（特に重要なのは、ウクライナの国境のウクライナ政府による全面的なコントロールの回復と両州の個々の地域に特別な地位を与える分権化のどちらを先に実現するかという問題）。

ウクライナもロシアも現に政府が調印したものである以上、あれこれの条項に不満をいだきつつも履行の義務を負うことになったが、実際には双方ともあまり積極的に履行しようとはせず、互いに相手の不履行をあげつらう形での論争が続き、停戦協定は本格的な和平にはつながらなかった。いずれにせよ、この頃から戦線は膠着状態となり、戦闘の規模もしばらくの間、低下した⁴⁶。

〈小括〉

以上見てきたように、クリミアのロシアへの移行が平和的に実現したのに対し、ドンバスでは激烈な戦闘が展開した。そのような対照的事態が生じた理由として、2つの要因が考えられる。

先ず、前述のように相対的な「親露」性の度合いは、大まかに図式化するなら、

全ウクライナ平均<東南部6州<ドンバス2州<クリミア

という順になっていた。この序列は大まかなものであり、各地域内での微妙な差異や時期による変動の余地を含むので、政治過程の全体像を説明するものではない。そうした留保をつけた上ではあるが、とにかくこの序列は各地域の動向について重要な示唆を与える。一方において、クリミアでは親露的雰囲気は圧倒的であるため、ロシアへの移行はほとんど抵抗を受けることなく、短期間に平和裏に進行した。これに対して、東南部6州では、親露的傾向がある程度あるとはいっても、それは既存の国家秩序を転覆するにたるほど大きくはなく、「ノヴォロシア」論は現実性を持たなかった。そしてドンバスはこの両者の中間であり、力関係がどちらに優位とも定めがたい状況があった。そのことが地域内での亀裂と衝突を尖鋭なものにしたと考えられる。

ドンバスで暴力的衝突が大きなものとなったもう一つの要因は、それまで州行政を担っていた地域党の瓦解によって州レベルでの権力空白が生じたことである。もともとこの地域にはかなり分厚い親露的な政治・経済エリート層が存在していたが、彼らは一時的に方向感覚を失い、麻痺状態に陥った。エリートたちが行動方針を定めかねている中で、それまでマージナルな存在だった共産党の中下級活動家および過激ロシア・ナショナリストたちは権力空白を衝いて

⁴⁵ 英文テキストは、United Nations Peacemaker (2015).

⁴⁶ ドンバス戦争に伴う死者、とりわけ民間人死者は初期に集中しており、ある時期以降は比較的低い水準に落ち着いた。Arel and Driscoll (2023), pp. 175-177.

「下からの」暴力革命を推進した（ロシア政権が「人民共和国」にどっちつかずの態度をとったのも、これが「親露エリート」によるものではなく、マージナル分子主導だったという事情に由来する）。

なお、前述のように西部諸州ではこれに先んじて「暴力革命」的事態が進行していたから（前注14参照）、ドンバスの「人民派」はいわばそれを逆方向から模倣したことになる。ウクライナの国家権力は2014年2月頃までに権威を失い、諸方面からの反逆に対して非常に脆くなっていたが、そのことはキーウおよび西部でのマイダン革命の勝利をもたらした反面、東部での反マイダン派の台頭を促すことにもなった。

II 2010年代後半

1 2010年代後半のウクライナ政治

〈ポロシェンコ政権の出発〉

もともとマイダン革命には多様な要素が流れ込んでいたが、それらは政変後に複雑な相互関係を織りなした。マイダン運動の初期においては、ヤヌコヴィチ政権の腐敗を追及して「民主化」を志向する大衆運動が前面に出ていたが、組織性を欠く大衆運動はそのまま定着はしなかった。政権交代後のウクライナ政治を担ったのは種々の勢力の混成部隊だったが、その中枢に位置したのは、マイダン以前とあまり変わらないボス（オリガルヒ）のまわりにパトロン・クライエント関係で結ばれた人間集団であり、その周辺に雑多な勢力が結集した。その中には、西側志向のNGOおよびマスメディア——彼らは「民主革命」というイメージを国際的に広めることに貢献した——もいれば、部分的には極右も関与していた⁴⁷。

極右勢力は、それ自体としては少数でありながら、混乱した政治情勢の中で、独自武装部隊を保持することで実数以上に大きな影響力を持った。もっとも、選挙および議会は極右にとって得意領域ではなく、5月の大統領選挙では「スヴォボダ」のチャフニボク、「右派セクター」のヤロシユのいずれも2%以下の得票で惨敗した。10月の最高会議選挙でも両党は比例区で独自の議席を獲得することはできなかった（もっとも、他の政党の候補者リストに載ったり、小選挙区で当選したりすることによって極右は13議席を獲得した）。このように、極右は議会では細々と存続するにとどまったが、議会外では尖鋭な行動を繰り返して一定の役割を果たし続けた。中でも、C14という団体は公然とネオナチ・イデオロギーを掲げたとし、他の極右団体も、ロマ、LGBT、人権活動家などへの暴力的襲撃行為を重ねた。それを警察が見て見ぬ振りをすることもあり、青年スポーツ省がこれらの団体に一定の認可を与えた例があると報じられたりした⁴⁸。それ自体としては少数である極右勢力が暴力的威嚇の手法に訴えたり、権力機関の一部から暗黙の庇護を

⁴⁷ 現代ウクライナ政治の特徴に関する分析として、大串敦（2023）、またウクライナの社会学者による分析として、Ishchenko（2022a, 2024）; Kudelia and Kasianov（2021）など参照。

⁴⁸ Miller（2018）。極右の影響力全般については、前注11・12・13参照。

得たりすることで実体以上に大きな影響力を行使するという現象は、ロシアを含め世界のさまざまな国で見られることであり、ウクライナに特有ということではない。その意味で、この動きを過大評価すべきではないが、かといって完全に無視するのも妥当でない。

2014年5月の大統領選挙で当選したポロシェンコは「チョコレート王」と呼ばれる実業家（オリガルヒの一員）であり、そのときどきの政治情勢にあわせて、あるときは地域党の創設に関与したり、ヤヌコヴィチ政権時に入閣したりしたが、あるときはオレンジ革命を支持したり、マイダン革命初期にヤヌコヴィチおよび地域党から離れてマイダン側に着くという変わり身の早さを見せた⁴⁹。彼はもともとのナショナリストというわけではなかったが、政権については、「革命」の実質的成果をあげることが困難な状況の中で、目に見える「成果」として、ナショナリズムの宣伝による支持調達を試みた。それを象徴するのが、次項で取り上げる記憶法／非共産主義化法である。

〈記憶法／非共産主義化法〉

ポロシェンコ期の政策の中で特に大きな位置を占めたのは、「記憶の政治」をはじめとするアイデンティティ・ポリティクスの展開——これは元来ユシチェンコ期にとられたものだが、ポロシェンコはそれを一層強烈に推進した——である。2015年4-5月に採択された一連の法律——「記憶法」とか「非共産主義法」と呼ばれる——がそれを代表する。

これらの法律に示される記憶政策は、スターリン期だけでなくソヴェト期全体を「占領期」と見なし、1920年代に「現地化（ウクライナ化）」政策を推進した政治家たちをも否定の対象とする一方、その時期に反ソ闘争に携わった人たちを——ナチとの提携を疑われている人たちを含めて——顕彰の対象とした。ユシチェンコ期に喧伝された「ホロドモール」糾弾は一段とトーンを高め、その記憶のために巨額の資金が投入された。ソヴェト時代に名づけられた地名の多くが改称された（たとえば、キーウの「モスクワ通り」は「バンデラ通り」と改名された）。ウクライナ国民記憶研究所（元来、ユシチェンコ期の2006年に発足）もこの時期に活動を一段と活発化させた。独ソ戦を「大祖国戦争」とする呼称も廃止された。なお、OSCEおよびヴェニス委員会（法による民主主義のための欧州委員会）はこれらの措置に批判的であり、世論調査では賛否が半ばしていて、全般的な支持を得てはいなかった⁵⁰。

非共産主義化法で禁止される共産主義的シンボルには、レーニン、スターリン、毛沢東だけでなく、トロツキーやゲヴァラの肖像も含まれた。7月24日には、内務省が3つの共産系政党（共産党、共産党刷新派、共産主義労農党）の選挙参加を禁止し、12月16日にはこれら3党の活動が禁止された。それまでウクライナ政治に一定の地歩を占めていた共産党（2012年の最高会議

⁴⁹ Ishchenko (2024), pp. 6-7.

⁵⁰ ポロシェンコ期の記憶政策に関しては、Marple (2018)が詳しい。また、赤尾光春 (2022) は、全体的トーンとしてはプーチン政権を激しく糾弾するものだが、ポロシェンコ期の記憶法／非共産主義化法に関する批判的分析を含んでおり、それがプーチンの主張に「一抹の真実」を帯びさせたと指摘し、ゼレンスキーがそこから離れたことを高く評価している。ウクライナにおける「記憶の政治／歴史の政治」については、浜由樹子 (2023b)、立石洋子 (2022)、橋本伸也 (2022, 2023) も参照。

選挙では比例区で 14%を得票)は、その地盤たるクリミヤ全域およびドンバス 2 州の一部がウクライナの実効統治から外れることで影響力を大きく減じていたが、非合法化はそれに追い打ちをかけた。共産党が政治の場から追放されたことに伴い、左翼全般も大きく衰退し、政治の重心は右寄りに傾く結果となった。

言語政策についてみると、2012 年言語法の存廃が大きな争点となっていたことは前述したが、2018 年 2 月には憲法裁判所が 2012 年法を憲法違反と認定して、同法を正式に無効とした。2017 年 9 月に採択された教育法は学校における授業言語はウクライナ語であると定め、2020 年 1 月の初等教育法も同様の規定を含んだ(特定地域の先住民族の言語、また EU の公用語となっている少数派言語については特例が認められたが、前者はクリミヤ＝タタール語、後者はハンガリー語、ブルガリア語、ルーマニア語を指しており、ロシア語は適用外)。ポロシェンコ最末期の 2019 年 4 月には、新たな言語法——正式には「国家語としてのウクライナ語の機能の保障に関する法律」——が採択された。これは「国家語としてのウクライナ語」の実効的利用範囲拡大を目指して、すべての公務員や教員・医療従事者に国家語(ウクライナ語)習得および業務執行時における使用を義務づけるのみならず、映画、テレビ・ラジオ、マスメディア、書籍出版、ウェブサイト、消費サービス、広告など幅広い領域で国家語の優先的使用を義務づけた。もともと、私的なコミュニケーションまで規制するものではないとの但し書きもあり、「ウクライナでロシア語の使用が禁止された」とまでいうことはできないが、2012 年法が少数派言語の保護に力点をおいたのに対し、2019 年法は国家語の利用範囲拡大に力点をおく点で明確な対照性を示した⁵¹。

ここで前出の図 1 (6 頁)を想起するなら、2014 年を境にロシアへの好感は激減し、反感が激増したが、それでも反感が圧倒的というところまで高まってはならず、好感と反感が伯仲する状態に移行していた。そのような状況の中でポロシェンコ政権が上述のような記憶政策をとったことは、国論を真っ二つに割る意味を持った。そして、当時のゼレンシキーはこのような政策からは距離を置いていた。

〈ドンバス政策および軍事外交政策〉

ポロシェンコは大統領選挙で当選した後、「人民共和国」に対する「対テロ作戦」を積極的に展開した(「対テロ作戦」は、もともとトゥルチノウ大統領代行とヤツェニューク首相の時期に始まっていたが、大統領選挙後に本格化した)。

もともと、ウクライナ政府はミンスク合意に調印した以上、どこまで熱心にかはともかくその履行を全く目指さないわけにはいかない立場にあり、その一歩として、憲法のうちの地方自治に関わる条項に「ドネツィク、ルハンシク両州の個々の地域の特殊性」に応じた例外的適用は特別の法律によって定めるとする憲法修正法が最高会議に提出されて、2015 年 8 月に第一読会として承認された。これはあまり具体性を持たない法律の第一読会に過ぎなかったが、それでも「裏切りだ」という激しい反撥が議会内外で生じた。議会内では反対派が演壇を占拠して、会期を打

⁵¹ 竹内大樹 (2024)。ウクライナにおける「国家語」概念については池澤匠 (2023) も参照。

ち切らせた。議会外では、抗議する群衆が警察署を襲い、棍棒、発煙弾、催涙弾などで100人以上の負傷者を出したほか、極右の投げた手榴弾で3人（4人説もある）の警官が死亡した。これ以降、この件に関する憲法改正は沙汰済みとなった⁵²。

ミンスク合意に関するウクライナ世論を知る手がかりとして、キーウ国際社会学研究所が2015年6月27日と7月9日に行なった調査がある。それによれば、東部の紛争から脱出するためにミンスク合意の基礎に基づく平和的調整の交渉も受け入れられるとする者57%、軍事力によるドンバス奪還がよいと考える者28.3%。答えられない13.5%ということで、ミンスク合意履行に賛成が過半となっていた。もっとも、ロシアの現在の指導部とのいかなる了解も欺瞞であり、実行されないだろうと考える者も56%にのぼり、2つの「人民共和国」に自治を与えることに賛成は26.4%にとどまっていた。つまり、明快に賛成とか反対と割り切れない両義性が見られた⁵³。政治家たちの言説も賛否に分かれていたが、反対論の方が声高であり、それは次第に世論にも影響していった。

ポロシェンコの対外政策は、それまでのウクライナでとられてきた「非同盟」の原則からの離脱を目指すもので、明確にNATO加盟を目標とした。2015年に策定された新たな軍事ドクトリンおよび国家安全保障戦略はロシアを「脅威」と明記し、NATOをウクライナの特別なパートナーと位置づけた。そこにおいては、ウクライナ軍とNATO軍の相互運用性を高めるため、NATO諸国と協働した軍改革を目指すという方向が明示された。NATOそのものへの正規加盟は現実性がないにしても、実質におけるNATOとの軍事協力——いわば「NATOのステルス拡大」（アメリカの研究者ゴードン・ハーンの言葉）——が追求されるようになった⁵⁴。

NATOおよびEU加盟を国家的目標とするという規定を憲法に盛り込む憲法改正法は2018年11月に最高会議で予備採択され、2019年2月に本採択と同時にポロシェンコの署名を得て発効した。この改憲の背後の事情として、アメリカとりわけバイデン父子の工作があったという推測がささやかれているが、詳しい実情は不明である。具体的駆け引きの実態はともかくとして、これは政治の世界の動向であり、一般国民の世論はこれと同じではない。NATOに関する世論の動向（7頁に前出のFigure 2）を見ると、2013年まで一貫して低かったNATO加盟支持が2014年を境に急速に高まった——それと並行して、非同盟支持が低下した——が、それでも5割を超えてはいなかった（その後、更に高まる）。

〈2019年大統領選挙とゼレンシキー政権の出発〉

2022年の開戦以降のゼレンシキーが国民的団結の象徴として活躍していることは広く知られているが、それ以前の彼については、喜劇俳優として人気を博していたという点を別にすれば、あまりよく知られていない。彼はもともとロシア語を母語とし、俳優としてもロシア語で演じ、

⁵² Arel and Driscoll (2023), p. 189; Ishchenko (2018), p. 4; Ishchenko (2022a), p. 22.

⁵³ Соцпрос (2015).

⁵⁴ 松寄英也 (2022b)、Hahn (2016).

ロシアのテレビにも積極的に出演していた。そうした経歴に窺えるように、とりたてて親露的ではないにしても、ウクライナ・ナショナリズムを代表する人物ではなく、2014年のマイダン革命にも関与していなかった。彼の主演するテレビ・ドラマ・シリーズ「国民の僕（しもべ）」は、ある高校教師がウクライナの汚職文化を糾弾する様子を生徒が動画としてウェブ上に投稿したものがバズり、それをきっかけに、その教師がとうとう大統領になってしまうというストーリーで、あたかもドラマが現実になったかのような形でゼレンシキーは大統領に当選した。ゼレンシキーを支えるために新たに創立された政党は、ドラマのタイトルにちなんで「国民の僕」党（あるいは公僕党）と名付けられた⁵⁵。

このような彼の資質は、前任者ポロシェンコとは大きく隔たっていた。2019年大統領選挙において、ポロシェンコは記憶法、言語政策、NATO加盟政策などの正当性を訴え、ナショナリストの大義のリーダーとして自己を押し出した。これに対し、ゼレンシキーはとりたてて親露的というわけではないにしてもポロシェンコの急進ナショナリズムにはついていけないと感じる多くの有権者の票を集めた。3月の第一回投票ではゼレンシキーが得票率30%、ポロシェンコが16%、4月の決選投票ではゼレンシキーが73%、ポロシェンコが24%という大差でゼレンシキーが当選した。決選投票においてはほとんどすべての州でゼレンシキー票がポロシェンコ票を上回ったが、ポロシェンコ票が相対的に多かったのは西部だけである一方、ドネツィク州およびルハンシク州のうち選挙に参加した地区ではゼレンシキー票が圧倒的に多かった。このことは、急進ナショナリズムの強い西部がポロシェンコ支持に傾斜したのに対し、ゼレンシキー支持は、東部だけとはいわないまでも東部を含む諸州で強く、急進ナショナリズムと距離を置く候補として受け取られていたということの意味する⁵⁶。他方、選挙戦でポロシェンコを応援した民族派知識人たちはゼレンシキーのことを「親露派」「非愛国的」などと批判していた⁵⁷。

大統領選挙で大勝したゼレンシキーは、その余勢を駆って議会を解散し、7月に最高会議の繰り上げ選挙を行なった。このときの議会解散には違憲ではないかとの疑義もあったが⁵⁸、ともかくこの選挙でゼレンシキー与党の「国民の僕」党は大勝して、ウクライナの選挙史上はじめて単独過半数の議席を獲得した（全議席の54%）。このことは、首相選出権をもつ最高会議と大統領が同じ勢力によって掌握されたということの意味し、「ねじれ」を免れた権力集中が実現したかに見えた。とはいえ、この与党はにわか仕立てかつ寄り合い所帯だったため、その後の政策決定および履行はジグザグの過程をたどることとなる。

一連の選挙の結果を解釈するに当たっては、有権者数の減少——クリミア全域およびドンバスのかなりの部分がウクライナの実効統治から切り離され、選挙に参加できなかった——という問題を押さえておかねばならない。2010年大統領選挙時の登録有権者数が3683万だったのに

⁵⁵ 赤尾光春（2022）に詳しい。ジャーナリストの手になる一般読者向けのゼレンシキー論として、ルデニコ（2022）、ジャンテ／シオアン（2022）、フェンウィック（2022）がある。

⁵⁶ D'Anieri（2022）, p. 14.

⁵⁷ Ishchenko（2024）, p. 38.

⁵⁸ 大串敦（2022b）17頁の注14。

対し、2019年大統領選挙時には2965万となっており、718万人(19.5%)の減少があった。これはかなり大きな数字である(議会選挙では数字が多少異なるが、趨勢はほぼ同じ)。この減少はすべてではないまでもかなりの部分がクリミアおよびドンバス——つまり、相対的に親露的雰囲気の高い地域——に関わっていたから、そのことが選挙結果に相当大きく作用したと考えられる。「もしドンバス全域で投票が行なわれていたらどうなったか」という反実仮想に確定的な結論を出すことは難しいが、ダニエリの研究によるなら、この間に地域別投票パターンはあまり大きく変動しておらず、ドンバス2州のうちの投票参加地区では「反対派プラットフォーム=生活のために」(以下、「生活党」と記す)および「反対派ブロック」という2政党——ともに地域党の後継的性格を持つ政党——が選挙で優位を占めていた。その他のデータを合わせて、ダニエリは、仮にドンバスの他の地区が選挙に参加し、かつ2つの地域党後継政党が統一したならかなり大きな勢力となり、ゼレンシキーの人気には及ばないにしても、彼ほど個人的人気の高くない候補が相手だったら大統領選挙で勝つ可能性もなくはないという推測を示している⁵⁹。このことは、ロシアとしてはドンバスを永続的にウクライナから切り離すよりも、ウクライナに再統合させた方が、将来のウクライナ政府をロシア寄りにするために有利だということを意味する。ロシアが2014-21年の時期にドンバスを併合せず、ミンスク合意に基づいたウクライナ内自治を目標としていたことの背景にはこうした考慮があったものと考えられる(2022年以降の政策はこれと大きく異なったが、これは2021年までの政策が成果を上げなかったことの自認を意味する)。

当選直後のゼレンシキーはドンバス戦争に関して「外交的解決」を唱え、ロシアとの交渉を通じた紛争解決を求める姿勢を示した。そのような路線を明確に示したのは、ゼレンシキーの長年の友人シヴォホ(俳優時代にはプロデューサーを務め、彼が大統領になってからは安全保障国防会議の顧問となった)であり、彼は東部の紛争解決のためには憎悪ではなく相互理解が重要だと説いた。ゼレンシキーも最初のうち、これと同様の考えだったとみられる⁶⁰。

ロシア側もゼレンシキーの当選を見て、ミンスク・プロセス進展への期待を高めた。交渉役をつとめていたスルコフ(大統領補佐官)はロシア側の妥協を仄めかし(「人民共和国」指導部は妥協を好まなかったが、スルコフはその抵抗を押し切った)、双方の妥協による交渉妥結を目指した。彼の観測によれば、ゼレンシキーは2019年12月に予定された首脳会談で妥結の進展を声明することを約束したはずだった。しかし、スルコフの驚いたことに、ゼレンシキーはそのような声明を出さなかった。この失敗により、スルコフは2020年2月に罷免され、コザーク(元来ウクライナ生まれ)に代わられた⁶¹。

いずれにせよ、2019年4月の大統領選挙後しばらくの間は、交渉妥結の可能性が高まったかの雰囲気が醸し出された。9月にはウクライナ、ロシア、ドンバス「人民共和国」の間で最初の

⁵⁹ D'Anieri (2022). また、Matsuzato (2017)も参照。

⁶⁰ Petro (2023); Ishchenko (2023).

⁶¹ Matveeva (2022), p. 429.

捕虜交換が行なわれた。ゼレンシキーとプーチンのあいだで何度か電話会談がもたれ、10月には東部に関する地方選挙実施および特別地位法の発効のタイミングに関わる原則での合意が成立した。12月には、3年ぶりの独仏ウ露4国首脳会談（パリ）が実現し、年内の完全停戦、4ヵ月以内の首脳会談再開などで一応の合意が成り立ったと報じられた。もっとも、こうした報道の信憑性については諸説あり、実際には合意などできそうになく、ほとんど交渉決裂に瀕していたともされる。詳細は確認しがたいが、背後の実態はともあれ、ゼレンシキー政権の初期には対話による和平の方向に歩み出すかの期待感が高まった。

しかし、ウクライナ国内ではロシアとの対話を進めることの是非をめぐる意見が大きく割れていた。2019年11月に行なわれた世論調査によれば、ドンバスについてプーチンと直接交渉しようというゼレンシキーの方針への支持は75%にのぼり、停戦が新政権の最重要課題だとするもの74%、ドンバスでの軍事行動停止への支持が59%だった。しかし、「欧州連帯」党（元のポロシェンコ・ブロック）などの対ロ強硬派はゼレンシキーが対話路線に乗り出すのを牽制するため、「降伏に否！」というキャンペーンを展開した。彼らによれば、ミンスク合意履行は「対ロ降伏」だとされた⁶²。これに対し、「生活党」および「反対派ブロック」はミンスク合意履行賛成の立場から、ロシアとの外交交渉の遅れを批判した。世論調査ではミンスク合意履行賛成と反対が拮抗していたが、街頭での動員力では反対論が優勢だった。

こうして、ゼレンシキー政権は両側からの批判の板挟み状況に追い込まれた。三つ巴の政治対立の中でゼレンシキーは動揺したが、そうした動揺はゼレンシキーおよび「国民の僕」支持率の低下に反映することとなる。

2 2010年代後半のロシア政治

〈クリミア併合直後〉

クリミアのロシアへの併合は国際法に違反した不法な領土拡大だとする見方が諸外国では一般的だが、ロシア国民——ここで「ロシア国民」とは、プーチン政権と必ずしも一体ではなく、2022年の戦争を支持しないような人々を含む——の受け止め方はそれとは異なっていた。もともと1954年までクリミアはロシア共和国の管轄下にあり、フルシチョフの専断によるウクライナ共和国への移管は不法だったという理解が広まっているし、当地の住民の大多数がロシア語系である以上、ロシアに属するのが自然だという考え方も広く分かち持たれていた。それでも、ウクライナとロシアがそれほど厳しい対立関係にはなく、ウクライナの中でクリミアの自治が尊重されているならウクライナに帰属したままでもよいとする考えが優勢だったが、キーウで暴力革命が起き、ウクライナ政権が極右分子が握られた以上はクリミアはロシアに戻るほかないという考え方は、広い範囲のロシア国民に受容された。クリミア編入が住民投票を経て平和的に実現したこともそうした考え方を強めた⁶³。

⁶² Ishchenko (2023), pp. 137-139. この運動はゼレンシキーへの暴力的威嚇も辞さない姿勢を示した。

⁶³ 塩川伸明 (2023a) 参照。

これは日頃プーチン政権を支持している人たちだけではなく、プーチンに批判的なゴルバチョフとかナワリヌイといった人たちも、手法はともあれクリミヤがロシアに帰属すること自体は正当だという考えを示した（なお、この二人は2022年の開戦に際しては戦争反対の態度をとった）。

ゴルバチョフの場合、プーチン政権初期には条件付きの政権支持ないし是非々論だったが、2012年のプーチン再登板後は明確に批判的になっていた（『ノーヴァヤ・ガゼータ』紙およびその編集長ムラトフの後ろ盾にもなった）。その一方、彼は2014年「マイダン革命」に関しては欧米諸国およびウクライナに辛い評価を示し、またクリミヤがロシアに帰属するのは当然だとして、その併合を支持した⁶⁴。

ナワリヌイについていうと、彼は通常プーチンの最も鋭い批判者として知られるが、彼にはもともとナショナリズムへの傾斜があり、しかもそれは孤立した現象ではなかった。「統一ロシア」の一党優位が固まり、ヤーブロコや右派勢力同盟といったリベラル野党が政治の世界でいうにたる役割を果たすことができなくなる状況の中で、反政府活動家の一部には、大衆的支持獲得のためにはナショナリストとの提携が必要だと考える「ナツ・デム派」——「民族」と「民主」をあわせた呼び名——が登場し、ナショナリスティックなシンボルのもとで極右勢力と共同行動をとったりしたが（「ロシアの行進」など）、ナワリヌイもこの流れのなかにあった（彼は当初ヤーブロコに属していたが、ナショナリズム路線を容認しないヤーブロコは2007年に彼を除名した）。そして、クリミヤ併合時の彼の態度は、併合の手法は強引だったが既成事実となったからにはそれを尊重すべきだというものであり、クリミヤはこれからもロシアの一部にとどまる、ロシア人とウクライナ人は同じ民族だ、というのが彼の考えだった⁶⁵。

ゴルバチョフとナワリヌイとは大分違うし、また彼らを「一般国民」の代表とみるわけにはいかない。ただとにかく、他の点では政権に批判的でありながらクリミヤ併合を支持した例があるということは一種の象徴的な意味を持っており、彼ら以外にも、プーチン政権を支持するわけではないがクリミヤ併合は支持するという雰囲気があったものと考えられる。その結果がほぼ完全に近い挙国一致状況だった。唯一の例外は、一貫したリベラル野党たるヤーブロコである（同党は国政レヴェルでは2007年以降議席を失っていたが、いくつかの大都市の議会では少数の議席を保持していた）。もっとも、彼らもクリミヤのウクライナへの返還を主張したわけではなく、ウクライナの合意と国際機関の監督のもとで合法的な住民投票、および投票に先立って国際会議を開いて諸問題の調整を行なうという方針をとっていた⁶⁶。

このような挙国一致状況は、日本を含む諸外国では理解されにくいものだが、ロシアでは相当広く受け入れられてきた。ロシアにおける政権支持率は21世紀初頭より種々の要因で趨勢的に

⁶⁴ Горбачев (2017), с. 335-383; ゴルバチョフ(2022)402-457頁。前注8も参照。

⁶⁵ Laruelle (2014); 永綱憲悟 (2018)、ドルバウム/ラルーエ/ノーブル (2021) 101-112, 150-151頁。

⁶⁶ 池田嘉郎 (2023)。そのような住民投票が仮に行なわれた場合にどうなるかは推測の域を出ないが、O'Loughlin and Toal (2015)の示すデータに基づいて考えるなら、その場合にもロシアへの移行が支持される可能性が高かったと想定される。

下がりつつあったが、クリミヤ併合はそれを一挙に反転上昇させ、8割を超えて9割に近づく驚異的な水準となった。これは圧倒的な挙国一致状況と呼ぶことができる。

〈圧倒的挙国一致体制とその弛緩〉

このようにして出発した圧倒的挙国一致状況は数年間持続し、2016年下院選挙も2018年大統領選挙も、政権にとって有利な結果となった。下院選挙では、「統一ロシア」は比例区・小選挙区あわせて343議席を獲得して全議席の4分の3を超えた。その一方、共産党と「公正ロシア」という「左翼」の野党——前回の2012年下院選挙では、政権批判の声が高まっていたため、この両党が議席を伸ばした——は後退した⁶⁷。

2018年大統領選挙におけるプーチンの得票率は前回の得票率64%を大きく超える76%を集めて圧勝した（2024年に87%という数字を記録したのは記憶に新しい）。もっとも、「統一ロシア」による動員はそれほど活発ではなかったし、それを補完するかに見えた「全ロシア国民戦線⁶⁸」の役割もあまり大きくなく、プーチンは「超党派」の体裁をとった選挙戦を展開した。このことは彼の個人的威信の高さを誇示する意味を持ったが、その反面、組織的基盤の脆弱性を物語った。

大統領選挙直後の2018年6月、政府は年金受給開始年齢の引き上げ（男性は60歳から65歳へ、女性は55歳から63歳へ）を伴う年金改革計画を発表した。この発表は各地で反対デモや署名運動を呼び起こし、それまで高止まりしていたプーチン政権支持率の再低下のきっかけとなった。反対運動の高揚を見た政権は、女性の受給開始年齢を63歳ではなく60歳とするという譲歩を試みたが、支持率の低下傾向は止まらなかった。

以前の社会保障改革時（2004-05年）にも同様の傾向が見られたが、ロシアの一般大衆は政治的争点に関して強く反応することはなくとも、実生活に関わる政策には敏感に反応して、政権への批判的態度を表明した。2004年の社会保障改革も2018年の年金改革も大統領選挙終了後に発表されたというタイミングからして、政権の側もそのことは意識していたと考えられる。つまり、選挙で信任を確保した後なら、ちょっとやそっと反政府運動が広がっても乗り切れるという目算をいっていたものと推察される。それにしても、支持率低下自体は政権にとって憂慮すべきことであり、政治家たちは何らかの対応を迫られた。

政権支持率の低下は年金改革を契機として始まったとはいえ、一時的なものにはとどまらず、その後も持続した。この趨勢は2020-21年のコロナ禍によってさらに強まることとなる。こうして、一時は盤石であるかに見えたプーチン体制にも微妙なほころびが見え始めた。

⁶⁷ 2010年代後半におけるロシア政治の概観として、塩川伸明（2023b）247-253頁参照。

⁶⁸ 「全ロシア国民戦線」は2011年下院選挙および12年大統領選挙へと向かう時期に「統一ロシア」の支持率が十分高くないことを考慮したプーチンによって創立が呼びかけられた。これは、これまで与党的でなかった人たちを巻き込むことを目指す試みであり、エリートの汚職を精力的に暴露していたナワリヌイに対抗して大衆の支持をつなぎ止めるため、政権自らが汚職対策を重視して官製の「反エリート」的運動を組織するという性格を持っていた。2012年の大統領選挙キャンペーン時にプーチン陣営は「統一ロシア」よりも「全ロシア国民戦線」を前面に出す戦術をとった。

3 2010年代後半のドンバス情勢

第I章第3節で見たように、ドンバス戦争は2014年から15年初頭にかけて激しい戦闘が続いたが、2015年春頃を境に、戦闘の規模はかなり小さくなった。これ以降、戦線が固着したため、戦線の周辺に住んでいた人たちは戦火を逃れて他所へ移住し、民間人が爆撃を浴びて死亡するということがあまりなくなった。もっとも、だからといって、生活が安全になったわけではないし、移動に伴う生活上の困難は大きく、ドンバス情勢が安定したわけではなかった⁶⁹。

これも前述したように、当初は自立的な「人民革命」の様相を帯びていた「人民共和国」運動は、2014年夏頃からロシアの関与が深まるなかで、その自立性は抑制されるようになった。この後の「人民共和国」は、軍事・財政その他の面でロシアへの依存を深め、ロシアのクライアント国家となった。もっとも、パトロン国家はクライアントを完全にコントロールしきれぬわけではなく、モスクワと現地政権および住民の間には一定のズレが残った。そのことを端的に物語るのは、「人民共和国」の担い手たちは本来ロシアへの統合を目標としていた——クリミヤの先例が自分たちにも適用されると考えた——のに対し、モスクワはむしろウクライナの中での自治獲得を目標としていた（ミンスク合意はそのあらわれ）というズレである。また、モスクワは2つの「人民共和国」を1つに統合することを目指したが、現地では2つの「人民共和国」の間の競争が続き、統合は実現しなかった⁷⁰。

現地住民の雰囲気を物語るデータとして、先に2014年4-5月時点での調査を紹介したが（前注42）、それより後の時期については、きちんとした世論調査は行なわれていない。そういう制約の中ではあるが、マトヴェーエヴァは各種のデータや調査に基づいて、それなりに説得力のある像を描いている。それによれば、多くの住民は「人民共和国」の擬似国家性を信じておらず、ウクライナに戻るなら身の安全が保証されないという危惧もあって、むしろロシアに加わりたいたいという願望が広まった。だからといって、ロシアを信頼しているというわけでもなく、戦争に疲れて、どの勢力に対しても不満が広がる——ウクライナは爆撃を仕掛けてくるし、ロシアは期待を裏切っている——という絶望ムードが広まった。かつて当地に住んでいた親ウクライナ的な人々はウクライナに去ったか、あるいはおよそ希望を捨てた⁷¹。

これも先に述べたように、もともとドンバス住民の多くはモスクワに対してもキーウに対しても自主性を主張する傾向があった（これはウクライナ語話者かロシア語話者かという区別を超えた一般的傾向だった）が、武力紛争の開始後は、ドンバスのうちのどの地域に住んでいたか

⁶⁹ Arel and Driscoll (2022), pp. 6-9, 175-177.

⁷⁰ ドンバス情勢については、松里公孝（2023）第4-5章が豊富なフィールドワークに基づいた独自の考察を行なっている（もっとも、2017年以降はフィールドワークが不可能になったため、あまり詳しく触れられていない）。2017年以後を含めたドンバス情勢を検討した研究は管見の限り極めて乏しく、わずかに Matveeva (2022) が挙げられるにとどまる。

⁷¹ Matveeva (2022), pp. 422-423.

によって戦争被害のあり方が異なるようになった。キーウ政権統治下の地域ではロシアからの砲撃を受けて生命の危険にさらされたのに対し、「人民共和国」統治下の地域ではウクライナからの砲撃を受けるという経験をしたから、そのことは対ウクライナ意識と対ロシア意識に異なる方向の影響を及ぼしたと考えられる。

2019年ウクライナ大統領選挙に際して、ドンバスのうち投票可能だった地域では、ゼレンシキーがポロシェンコよりも圧倒的に多くの票を集めた。「人民共和国」統治下の住民は投票に参加できなかったが、当時のゼレンシキーがロシアとの対話による問題解決を掲げていたことを思うなら、彼らももし2019年の選挙に参加できたならゼレンシキーおよび「国民の僕」党に投票した可能性が高い⁷²。もっとも、その後ゼレンシキー政権の政策が変わっていく中で彼および同党への評価も変わることになる。

政治の背景としての社会情勢に関して重要なのは、ドンバスのうちの「人民共和国」統治地域はウクライナ・ロシア双方の政策によってウクライナ本土から切り離されたことである（これはコロナ禍によって更に強まる）。そして、社会・経済状況の不安定性は住民の流出傾向を生み出した。「人民共和国」住民へのロシア・パスポート交付は、ロシア政権の意図としては現地に「親ロシア的」な住民を増やそうという狙いだったものと推測されるが、実際にはむしろロシアへの流出、つまり現地の人口減を促した。ウクライナとの交通が寸断されたことも、住民のロシア志向を強めた。こうして、2つの「人民共和国」の統治範囲の人口は、かつての500万から2021年には366万にまで減少した⁷³。

III 緊張の再激化：2020-21年

一時期小康状態だったロシア＝ウクライナ緊張およびドンバス戦争は、2020-21年に再び緊張激化へと向かった。その一つの背景として、どの国・地域もコロナ禍に見舞われ、社会不安の増大および政府への信頼性低下が見られたという趨勢が共通に見られたという事実を確認しておく必要がある。それが戦争にどのように結びついたかを具体的に明らかにすることはできないが、とにかくそうした趨勢が緊張再激化の遠因となったことは確実である。

1 ウクライナ政治の展開

〈2020年：新たな模索〉

ゼレンシキーはロシアとの対話による紛争解決を掲げて政権についたが、対話路線に強硬に反対する勢力も少なくない中で、どのようにその政策を現実化するかは難しい問題をはらんでいた。

対話路線を掲げていた代表的な人物は前述のシヴォホ（安全保障国防会議顧問）だったが、ゼ

⁷² Matveeva (2022), p. 423.

⁷³ Matveeva (2022), p. 413.

レンシキーも2020年3月12日の集会で「和解と統一の国民的プラットフォーム」を提案する演説を行なった。しかし、この集會にアゾフ連隊の活動家たちが乱入して、演説は中断を余儀なくされた。アゾフ活動家はシヴォホは裏切り者だと叫び、彼に暴行を加えた。この出来事との直接的関連は明らかでないが、ともかく彼は2週間後に解任された⁷⁴。この出来事は、その後の政策転換にも一定の影響を及ぼしたものと思われる。

同年秋には地方選挙が行なわれたが、その結果として誕生した地方議会では「国民の僕」党の議席占有率は17.6%にとどまった⁷⁵。これは前年の最高会議選挙での単独過半数に比べ大幅に小さい数字である。全国的選挙と地方選挙の性格の違いがあるから、単純な比較は意味がないが、とにかく「国民の僕」党は2019年ほどの圧倒的地位を確保し続けることはできなかった。

同時期の世論調査によれば、「国民の僕」党の支持率はまだ相対第一位にとどまったが、「欧州連帯党」や「生活党」などから追い上げられて、それほど安泰ではなくなった。ゼレンシキー自身の支持率も次第に下がりつつあり、他の政治家たちとの差が小さくなっていった⁷⁶。

このように政権発足当初ほど圧倒的な支持を集めている状態でなくなる中で、ゼレンシキーは政策変更を模索し始めた。9月に彼は「NATO加盟を求める路線に変化はない」と明言したが、そのことは、彼にある程度期待を寄せていたロシアを幻滅させた。こうした変化は翌年にも続く。

〈2021年：方向転換〉

2020年に始まったNATOへの態度の変更は、2021年により明確なものとなった。同年3月の「ウクライナの軍事安全保障戦略」、8月の「ウクライナの対外政策の活動戦略」はいずれも「ロシアの脅威」を強調し、ウクライナ軍とNATO軍の適合性向上を目指す姿勢を打ち出した⁷⁷。これはゼレンシキーがポロシェンコ期の外交・安全保障政策に接近したことを意味した。

そうした中で、8月のゼレンシキー・テレビ演説は、ドンバスの親露的な人はロシアに去るようと呼びかけた。これは国民のうちの親ロシア的な人たちをも引きつけようとしていた当初の立場からの転換を物語った。この頃までに彼の支持率は2割程度にまで低下しており、そういう情勢の中で、彼はナショナリズムに訴えることで支持回復を狙ったものとみられる⁷⁸。こうして、2019年大統領選挙時にはロシアとの対話による紛争解決を掲げていたゼレンシキー政権は、2021年までにその路線から大きく隔たるようになっていた。

このような方向転換を世論と直接関連付けて説明するのは性急だが、前出の図1(6頁)はある程度の示唆を与えるように思われる。このグラフによれば、2014年に急落した親露感情は

⁷⁴ Petro (2023); Ishchenko (2023).

⁷⁵ D'Anieri (2022), p. 1932. なお、大串敦 (2023) 223頁は15.07%という数字を挙げているが、これが議席占有率か得票率かは定かでない。ウクライナの地方選挙については、Torikai (2023)参照。

⁷⁶ D'Anieri (2022), p. 1932.

⁷⁷ 松崎英也 (2022b)。

⁷⁸ Matveeva (2022), p. 423.

2018-19 年にはやや盛り返して反露感情を追い抜いていたが、2020-21 年には親露感情が再び低下して、反露感情に抜き返された。これはポロシェンコ後期からゼレンシキー初期にかけて対ロ関係改善への期待が高まっていたのに対し、ゼレンシキー政権の 2 年目以降は対ロ関係改善が行き詰まりつつあったことを反映するものと考えられる。もっとも、そうした抜きつ抜かれつの変化はそれほどドラスティックなものではなく、10 ポイント程度の幅にとどまっていたということも押さえておかねばならない。決定的な変化は 2022 年 2 月の開戦によって訪れた。

2 ロシア政治の展開

〈2020 年：大規模な憲法改正〉

ロシアでは 2020 年 3 月に大がかりな憲法改正が行なわれた（国民投票を経た正式発効は 7 月）。特に注目されるのは、当初提案の後に大幅な追加が提案され、最初のうち予期されていなかった要素が付け加わるという異例な経過をたどったことである。当初の提案によれば、大統領の任期制限規定の中の「連続して二期まで」という文言から「連続して」の語句が削除されていた。これは、いったん引退した後の再登板を否定する趣旨であり、プーチンはもはや立候補することができなくなるかに見えた。その一方、国家評議会議長は従来のように大統領が自動的に兼ねるのではないということとなった。こうした改正は、プーチンが大統領から退く代わりに国家評議会議長に横滑りして、「院政」を可能にする目論見をもつかにみえた。

しかし、法案審議中に案文が修正され、今次改憲以前に大統領だった者については以前の任期は算入しないということになり、プーチンの再出馬が可能になった。これは、後継大統領をすんなり決められるとは限らないため、あえてプーチン 5 選を可能にする余地を残すことになったのではないかとの推測が広まった（最初から長期政権を目論んでいたのだという説もあるが、確定できない）。

改憲案へのその他の追加として、対外主権が強調され、領土割譲の呼びかけを禁止する条項が新設され、またイデオロギー的保守化を示す文言が各所に盛り込まれた。伝統的価値観や愛国主義が強調され、「神への理念と信仰を伝えてきた祖先の記憶」「歴史の真実」の擁護などが憲法に書き込まれた。結婚を異性間のもものと確認する条項は、同性婚排除の憲法的確認という意味を持った⁷⁹。

2014 年以降のロシアは対外的孤立の中で排他的色彩を強め、それまで建前上の体裁としては一応維持していたリベラル・デモクラシーから乖離しつつあったが、2020 年の憲法改正はその総仕上げ的な意味を持った。

〈2021 年：政権の不安定化〉

2020-21 年に世界的に広がったコロナ禍はロシアをも直撃した。ロシアは独自のワクチン「ス

⁷⁹ 2020 年ロシア憲法改正については、上野俊彦(2020a, 2020b); 永網憲悟(2021a, 2021b); 溝口修平(2024) など参照。塩川伸明(2023b) 250 頁でも簡単に触れたが、当初提案の解説として「プーチンもメドヴェージェフも」と書いたのは誤りだったので、ここで訂正する。

プートニク」の開発に成功したが、国民の間に信頼があまりなかったため、ワクチン接種は普及せず、感染者数・死亡者数とも国際的に高い水準となった。このようなコロナ禍の深刻化は政治的・社会的に不安定を促進した。

政権支持率が2018年に低下し始めたことは前述したが、その勢いは2020-21年にも続き、かつて8割を超えていた支持率は2021年には6割前後にまで落ち込んだ。2020年の憲法改正が当初案と異なる追加によって迷走したのも、高齢化したプーチンの後継者探しが課題となっているにもかかわらず、それがすんなりと進まないという困難な状況を反映していたのではないかと考えられる⁸⁰。

そうした中でプーチンは2021年7月に、「ロシア人とウクライナ人の歴史的一体性」という長大な論文を発表した。この論文は両民族の一体性を強調する点に最大の特徴があり、ウクライナの中の反ロシア的志向を強く批判する立場を明らかにしている。もっとも、この論文は長大であるだけに、個々の細部に注目するならば、「ウクライナ民族の自立性否定」というにとどまらない多面的で複雑な要素を含んでいる。細部にわたった丁寧な検討を行なう余裕はないが、一つ注目されるのは、大統領選挙時のゼレンシキーは平和を志向していたのに、その後態度を変えたと非難している点である。当初のプーチンはゼレンシキーの登場に一定の期待感をいだき、その期待が外れたことで幻滅を露わにしたように見える。もう一つ確認しておかななくてはならないのは、この論文自体の中に開戦を示唆する文言はないという点である。いったん戦争が始まると、この論文が戦争の根拠を示すものと受け取られるようになったが、それは論文自体の中に直接明示されていたわけではない。そればかりか、現実の効果からいうならば、開戦はウクライナを圧倒的な反ロシアの方向に追いやったから、東スラヴ諸民族の一体性という目標はむしろ戦争によって損なわれた。

政権支持率が低下し続ける中で行なわれた2021年9月の下院選挙では、「統一ロシア」が議席を19減らす一方、共産党と「公正ロシア」という2つの左派政党が議席を伸ばした。また、「新しい人々」という新興勢力が比例区で5%の壁を越えて、13議席を獲得した⁸¹。こうした選挙結果は、政権による操作にもかかわらず選挙で政権批判的な態度を表出する動きがある程度高まったことを物語る。

議会における動向とは別に、政党組織を持たない政権批判運動として、ナワリヌイを支持する動きも広がった。彼は2020年8月に不審な状況で中毒症状を呈し、ドイツで治療を受けていた

⁸⁰ 長期在任した大統領が退陣して別のポストに就き、「院政」を目論む企図はカザフスタンのナザルバエフによって2019年に先鞭を付けられた（他のいくつかの国でも類似の思惑が観測された）。しかし、彼の後継者となったトカエフ大統領は、2022年1月のカザフスタン暴動を機縁として、ナザルバエフの立場を弱める方向に進んだ。2020年改憲時にロシア政権関係者がそういう成り行きを予期していたとは言えないが、そのような可能性があるという漠然たる感触はあったかもしれない。

⁸¹ 「新しい人々」については情報が乏しいが、2021年下院選挙へ向けた同党の綱領は相当明確な政権批判の立場を示しており、これが政権の思惑で上からつくられた「見せかけだけの野党」とは考えにくい。上野俊彦（2021）105-106頁。また、2024年3月の大統領選挙で登録の認められなかったドゥンツォヴァとナデジュディンは「新しい人々」のダウンコフ候補に投票するよう支持者たちに呼びかけ、その結果、プーチン圧勝とはいえダウンコフは第2位に食い込んだ。

が、2021年1月にドイツから帰国したところを直ちに逮捕された。2月に実刑判決が出ると、支持者たちの間で大規模な反対運動が起きた。政権から自立した論調を示していた『ノーヴァヤ・ガゼータ』紙のムラトフ編集長に2021年度ノーベル平和賞が授与されたことも、こうした動きの高まりを刺激した。

このように多様な形で政権批判の動きが高まり、体制不安定化が続く中で、ウクライナへの戦争準備を疑われる動き——国境近くでの演習、兵力の移動など——があることがアメリカその他の諸国によって察知され、アメリカは「ロシアは戦争を始めようとしている」という宣伝を繰り返り広げた。ロシアの側は、このようなプロパガンダこそが戦争の雰囲気醸成する挑発だと主張して、猛反撥した。このような非難の応酬はチキン・レースの様相を呈した。

2021年12月、ロシア政府は米政府に対して、NATO不拡大を約束する趣旨の条約締結を提案した。その適否や現実的可能性は別として、ロシア政権としては、かつてゴルバチョフがNATO不拡大の口約束を信じて裏切られたことを教訓化して、口約束ではない正規の約束を取り付けようとしたように見える。この提案が受け入れられなかったことは、NATOが頑迷だから開戦しないわけにはいかなかったのだと説明する口実とされた。

3 2020-21年のドンバス情勢

ウクライナ本土との交通が制約される中で「人民共和国」からロシアへの人口移動が増大したことは前述したが、コロナ禍はこの状況に拍車をかけた。ウクライナ政府は感染症拡大防止を理由に「人民共和国」との人の往来を厳しく制限したが、そのことは住民の年金受給をはじめとした様々な不便を招いた。また西側のワクチンは「人民共和国」には入ってこなかったし、ロシアのワクチンが入ってくるのもあまり早くなかった。こうして、ただでさえ良好でなかった医療・公衆衛生環境は2020-21年に一段と悪化した⁸²。

2つの「人民共和国」はもともと自立的な政治体としての生存能力は高くなく、ウクライナ中の自治的単位として再統合されるか、それともむしろロシアにより一層接近するかという選択が迫られていたが、キーウとの交渉が行き詰まるにつれてロシア政治空間への統合は一段と加速した。2020年7月のロシア憲法レファレンダムにはドンバスで14,000人が投票し、2021年のロシア下院選挙にはもっと広汎に参加した。ロシアの政党はドンバスでも活発に活動し、ボロダイ（ドネツィク人民共和国の初代首相）は「統一ロシア」の名簿で下院の議席を得た⁸³。

2019年末のウ露独仏首脳会談（パリ）が成果なく終わった（28-29頁で前述）後も、ウクライナ側代表イェルマークとロシア側代表コザークの間でドンバス紛争管理のための交渉が重ねられ、2020年7月23日には、停戦体制強化の方策に関する合意がともかくも成立した。しかし、ウクライナ内の政治的力関係としては、この合意への反撥が強く、そのことは政権への圧力となった。政権はこの合意を破棄はしなかったものの、それをあまり拘束でないものと解釈するように

⁸² 大串敦(2024a)。

⁸³ Matveeva (2022), p. 427.

なった。そのことは、ロシア側のゼレンシキーへの幻滅をもたらした⁸⁴。

2 国間交渉失敗後も、対話が完全に途絶えたわけではなく、水面下での交渉がしばらく続いた。ロシアから見たシナリオとして、①戦略的忍耐（ゼレンシキーに代わるウクライナ政権が登場するまで待つ）、②欧米諸国がウクライナに圧力をかけることを期待する、③「東スラヴ諸民族の一体性」という観念を捨てて、ウクライナを非友好的な外国として扱う、④ウクライナの指導部や実業家にはなく、ロシアに友好的なウクライナ住民に直接訴える、などがあつたとマトヴェーエヴァは指摘している。もっとも、現実にはこれらのシナリオのどれもうまくいかなかった⁸⁵。

ゼレンシキー登場の時点ではドンバス住民の間に彼への一定の期待感があつたことは前述した。しかし、ゼレンシキーが親露的な人はロシアに去るようにと呼びかけた（2021 年 8 月）ことは、事実上ドンバス住民の統合を諦めたものと受け取られ、ドンバス住民の彼への期待は低下した⁸⁶。

このような状況の中で、軍事緊張の再度の高まりが見られるようになった。OSCE のレポートによると 2021 年後半から停戦違反が激増した。その約 8 割はウクライナ本土からの「人民共和国」領への砲撃だった⁸⁷。

ミンスク合意による停戦が一応ありながら、それが長期的に安定し得なかつたのは、「コミットメント問題」（自分の方が戦闘をやめれば、相手が攻撃を再開して有利な条件をつくるかもしれない）によるところが大きい。キーウもモスクワも、自分たちの譲歩を相手方が悪用するだろうと考えていた。この手詰まり状況は 2021 年末-22 年初頭まで続いた。最後の外交交渉が行なわれたのはロシアが攻撃を開始する 1 週間前のことだった⁸⁸。

おわりに

以上に見てきたように、一時期下火になっていたドンバスでの戦闘は、2020-21 年に緊張の度合いを高め、停戦違反が増大するという不穏な情勢になっていた。2021 年にはロシア軍が開戦への準備と見られる行動を取り、それを実際の行動に移すかどうかが多くの人々の注目を集めていた。21 年 7 月のプーチン論文も、あたかもウクライナへの侵攻を正当化するものであるかに読まれた。これらの事態は、2022 年 2 月の本格開戦へ向けての重大な背景をなす。

だが、「重大な背景」があるということと、実際にそうなるということとは必ず直結するとは限らない。プーチン論文がそれ自体として開戦を鼓吹するものではなかつたこと、ロシア軍の動きは戦争へ向けての準備たりうるものだとしても、威嚇を含んだ駆け引きの一環としても解釈

⁸⁴ Matveeva (2022), pp. 429-430.

⁸⁵ Matveeva (2022), pp. 431-432.

⁸⁶ Matveeva (2022), p. 423.

⁸⁷ 大串敦 (2024a)。

⁸⁸ Arel and Driscoll (2023), pp. 181, 193-194.

されうること、そして 21 年 12 月には米政府に対して NATO 不拡大を含む条約案を提示したことなどを考慮するならば、戦争の可能性は確かにこの時期に高まっていたが、だからそれが絶対的な必然の域に達していたとまで結論するのは、歴史における選択の要素を無視する性急な議論であるように思われる。

開戦の決断は少数の最高政治指導者たちによるものだったが、彼らがどの時点でどのように決断したかを確定することはできない。あえて一つの仮説を述べるなら、国内における社会的・政治的不安定の増大、支持率の趨勢的低下に直面した政権が、2014 年のクリミア併合時に見られた全般的挙国一致の再来を目論んだのではないか。だが、2014 年と違って 2022 年に生じたのはそれほど力強い挙国一致ではなく、いわば「鈍い挙国一致」に過ぎなかった⁸⁹。これは政権にとって大きな誤算だったと思われる。自国の世論を読み違えたのと同様、ウクライナの交戦意欲についても誤算があった。ウクライナ政権が盤石の支持を得ていない——これ自体はある程度当たっていた——以上、ロシアが攻め込めばウクライナは短期間に敗北を認めて親ロシア的な政権にとって代わられるという展望をいただいていたものと思われるが、この展望は全面的に裏切られた。

しかも、少数の最高政治指導者たちによる決定は、整合的な軍事戦略を欠いたままでの戦争への突入に帰結した。主要敵は NATO なのかウクライナなのか、獲得目標はキーウをはじめとするウクライナ全土の占領かドンバスの防衛かといった点について明確な意思一致がなく、「二兎を追う」戦略がとられた。その結果は、緒戦における大きなつまづきと将兵の士気の低さに反映した⁹⁰。

この後、戦況の展開も、両国の国内情勢やそれを取り巻く国際情勢も、目まぐるしい変化を重ねてきたが、そうした変化を跡づける作業は本稿の枠を超える。ここでは、2022 年 2 月の開戦直後の時点に立って、開戦に伴う変化の内実を確認しておきたい。本格戦争の開始は、それまで存在していた背景状況の延長上の面もあるが、それだけではなく、質的に新しい局面を生み出した。ロシアについていえば、かねてより権威主義的傾向が進行しつつあったとはいえ、それはまだ一定の限界内にあったのに対して、開戦を境に強権性が飛躍的に強まった。

他方、ウクライナでは、それまで見られた種々の内部亀裂が一举に埋められ、短時間に高度の挙国一致状況が生まれた。皮肉なことに、プーチンの戦争こそはそれまで一体ではなかったウク

⁸⁹ 世論調査で開戦後に政権支持率が上昇したことが伝えられているが、それは熱狂的な動員を伴っていないばかりか、早い時期から反戦・厭戦意識が——各種の抑制を伴いながらではあるが——表出された。世論調査で政権支持率が高いといっても、それはどちらかといえば消極的・受動的支持であり、積極的な大衆動員が成功しているわけではない。大串敦 (2024 b)、浜由樹子 (2024a) も参照。

⁹⁰ 開戦後まもない時期に停戦交渉が始まったのはロシア政権が緒戦の大失敗を見てダメージ・コントロールに乗りだしたためではないかと解釈する余地がある。2 月末にベラルーシで交渉が始まった段階ではロシアはまだ高姿勢だったが、その後も敗勢が続く中で、ロシアの姿勢は軟化の兆しを見せ、ウクライナ側の主張に接近した。3 月 29 日に始まるイスタンブール交渉が妥結に近づいたのは、そのような情勢を背景にしていたと考えられる。この交渉が実を結ばずに終わったことについては、種々の議論がある。政治化した論争においては、「ブチャ事件の衝撃」説と「英米の圧力」説が対峙しているが、そうした政治的論議から距離をとって多角的な検討を行なった論文として、Charap and Radchenko (2024) 参照。

ライナを団結させた。もともとウクライナとロシアの間には近接性と異質性の両面があり、ウクライナ自体のなかにも「西向き」の要素と「東向き」の要素が共存していたが、そうした両面価値的状况は、「敵か味方か」という二者択一を迫る戦争のなかで存続困難となり、ひたすら「西」を向きロシアと敵対するウクライナ像が一举に全般化した。もともと、水面下での異論はありうるし、徴兵忌避などの動きもあるが、その表面化は強く抑制され、全般的挙国一致が前面に出ている⁹¹。

こういうわけで、2022年2月の本格開戦は、ある決定的な一線を越え、それまでの世界を一変させるものだった。ある論者は、ロシアは武力によってウクライナを取り戻そうとして永遠にウクライナを失ったのかもしれないと書いている⁹²。この言葉は重い。

【参考文献】

Ukrainska Pravda（「ウクライナのプラウダ」オンライン新聞、ウクライナ語・ロシア語・英語）

Arel, Dominique (1995a) "Ukraine: The Temptation of the Nationalizing State," in Vladimir

Tismaneanu (ed.), *Political Culture and Civil Society in Russia and the New States of Eurasia*, Armonk, NY.: M. E. Sharpe.

Arel (1995b) "Language Politics in Independent Ukraine: Towards One or Two State Languages?" *Nationalities Papers*, vol. 23, no. 3.

Arel (2002a) "Interpreting 'Nationality' and 'Language' in the 2001 Ukrainian Census," *Post-Soviet Affairs*, vol. 18, no. 3.

Arel (2002b) "Language categories in census: backward- or forward-looking?" in Kertzer, David and Arel, Dominique, *Census and Identity: The Politics of Race, Ethnicity, and Language in National Censuses*, Cambridge University Press.

Arel, Dominique and Driscoll, Jesse (2023) *Ukraine's Unnamed War: Before the Russian Invasion of 2022*, Cambridge University Press.

Charap, Samuel and Radchenko, Sergey (2024) "The Talks That Could Have Ended the War in Ukraine: A Hidden History of Diplomacy That Came Up Short—but Holds Lessons for Future Negotiations," *Foreign Affairs*, April 16.

⁹¹ 戦争が長引く中で、ゼレンスキー政権の内部亀裂、彼個人の支持率低下、また厭戦気分の増大などが観察されるが、それがどの程度のものかを確定することはできない。世論調査もいくつかあるが、その解釈は難しい（戦時下での調査の解釈が難しいという一般論の他に、占領地域の住民や出国した人たち——その合計は相当の数にのぼる——が調査対象から外れるという問題もある）。

⁹² Arel and Driscoll (2023), p. 197.

- D'Anieri, Paul (2019a) "Gerrymandering Ukraine? Electoral Consequences of Occupation," *East European Politics and Cultures*, vol. 33, no. 1.
- D'Anieri (2019b) *Ukraine and Russia: From Civilized Divorce to Uncivil War*, Cambridge University Press.
- D'Anieri (2022) "Ukraine's 2019 Elections: Pro-Russian Parties and the Impact of Occupation," *Europe-Asia Studies*, vol. 74, no. 7.
- Hahn, Gordon M. (2016) "Report: The Russian-American 'Reset', NATO Expansion, and the Making of the Ukrainian Crisis." <https://gordonhahn.com/2016/01/21/report-the-russian-american-reset-nato-expansion-and-the-making-of-the-ukrainian-crisis/> (2024 年 1 月 29 日アクセス)
- Hahn (2023) "Bucha and the Scuttling of the Russo-Ukrainian Istanbul Process," December 17, 2023. <https://gordonhahn.com/2023/12/17/bucha-and-the-scuttling-of-the-russo-ukrainian-istanbul-process/> (2024 年 3 月 6 日アクセス).
- Haran, Olexiy and Zolkina, Mariia (2017) "The Demise of Ukraine's "Eurasian Vector" and the Rise of Pro-NATO Sentiment," *PONARS Eurasia Policy Memo*, No. 458, February. https://www.ponarseurasia.org/wp-content/uploads/attachments/Pepm458_Haran_Feb2017_4.pdf (2024 年 3 月 6 日アクセス).
- Ishchenko, Volodymyr (2014a) "Interview: Ukraine's Fractures," *New Left Review*, No. 87.
- Ishchenko, (2014b) "Ukraine has ignored the far right for too long - it must wake up to the danger," *Guardian*, 13 November.
- Ishchenko, (2016) "Far right participation in the Ukrainian Maidan protests: an attempt of systematic estimation," *European Politics and Society*, vol. 17, no. 4.
- Ishchenko (2018) "The unique extra-parliamentary power of Ukrainian radical nationalists is a threat to the political regime and minorities," *The Foreign Policy Centre*, July.
- Ishchenko (2020) "Insufficiently diverse: The problem of nonviolent leverage and radicalization of Ukraine's Maidan uprising, 2013-2014," *Journal of Eurasian Studies*, vol. 11, no. 2.
- Ishchenko (2022a) "Interview: Towards the Abyss," *New Left Review*, No. 133/134.
- Ishchenko (2022b) "Ukrainian Voices?" *New Left Review*, No. 138.
- Ishchenko (2023) "The Minsk Accords and the Political Weakness of the "Other Ukraine," *Russian Politics*, vol. 8, no 2.
- Ishchenko (2024) *Towards the Abyss: Ukraine from Maidan to War*, Verso, New York.
- Kasianov, Georciy (2015) "How a war for the past becomes a war in the present," *Kritika*, vo. 16, no. 1.
- Katchanovski, Ivan (2016) "The Separatist War in Donbas: A Violent Break-up of Ukraine?" *European Politics and Society*, vol. 17, no. 4.
- Katchanovski (2023) "The Maidan Massacre Trial and Investigation Revelations: Implications for the Ukraine-Russia War and Relations," *Russian Politics*, vol. 8, no.2.
- Katchanovski (2024) "Buried trial verdict confirms false-flag Maidan massacre in Ukraine," *Canadian Dimension*, February 20.

- Kiryukhin, Denys (2023) "Russia's Policy towards Donbas Since 2014: The Nation-Building Process and Its Ideology", *Russian Politics*, vol.8, no. 2.
- Kramer, Mark (2014) "Why Did Russia Give Away Crimea Sixty Years Ago?" *Cold War International History Project e-Dossier*, No. 47.
- Kudelia, Serhiy (2017) "Domestic Sources of the Donbas Insurgency," *PONARS Eurasia Policy Memo*, No. 351, September.
- Kudelia (2018) "When Numbers Are Not Enough: The Strategic Use of Violence in Ukraine's 2014 Revolution," *Comparative Politics*, vol. 50, no. 4.
- Kudelia (2022a) "Putin's Occupation Options for Ukraine: Keep or Trade?" *PONARS Eurasia Policy Memo*, No. 763, April.
- Kudelia (2022b) "Civil War Settlements and Conflict Resolution in the Donbas," in David Marples, (ed.), *The War in Ukraine's Donbas: Origins, Contexts, and the Future*, CEU Press
- Kudelia, Serhiy and van Zyl, Johanna (2019) "In My Name: The Impact of Regional Identity on Civilian Attitudes in the Armed Conflict in Donbas," *Nationalities Papers*, vol. 47, no. 5.
- Kudelia, Serhiy and Kasianov, Georgiy (2021), "Ukraine's Political Development after Independence," in Minakov, M., Kasianov, G. Rojansky, M (eds.), *From 'the Ukraine' to Ukraine: A Contemporary History, 1991–2021*, Ibidem Verlag: Stuttgart.
- Laruelle, M. (2014) "Alexei Navalny and challenges in reconciling 'nationalism' and 'liberalism'," *Post-Soviet Affairs*, vo. 30, no. 4.
- Laryuelle (2016) "The Three Colors of Novorossiia, or the Russian Nationalist Mythmaking of the Ukrainian Crisis," *Post-Soviet Affairs*, vol. 32, no. 1.
- Laryuelle (2019) "Back From Utopia: How Donbas Fighters Reinvent Themselves in a Post-Novorossiia Russia," *Nationalities Papers*, vol. 47, no. 5.
- Likhachev, Vyacheslav (2015) "The 'Right Sector' and others: The behavior and role of radical nationalists in the Ukrainian political crisis of late 2013 - Early 2014," *Communist and Post-Communist Studies*, vol. 58, no. 2/3.
- Marples, David (2014) "The Snipers' massacre in Kyiv," *Euromaidan Press*, 23 October.
- Marples (2018) "Decommunization, Memory Laws, and 'Builders of Ukraine in the 20th Century,'" *Acta Slavica Iaponica*, Sapporo, Tomus 39.
- Marples, David ed. (2022) *The War in Ukraine's Donbas: Origins, Contexts, and the Future*, CEU Press.
- Matsuzato, Kimitaka (2009) "The Five-Day War and Transnational Politics: A Semiospace Spanning the Borders between Georgia, Russia, and Ossetia," *Demokratizatsiya: The Journal of Post-Soviet Democratization*, vol. 17, no. 3.
- Matsuzato (2016) "Domestic Politics in Crimea, 2009-2015," *Demokratizatsiya: The Journal of Post-Soviet Democratization*, vol. 24, no. 2.
- Matsuzato (2017) "The Donbass War: Outbreak and Deadlock," *Demokratizatsiya: The Journal of Post-*

- Soviet Democratization*, vol. 25, no. 2.
- Matveeva, Anna (2022) "Donbas: the post-Soviet conflict that changed Europe," *European Politics and Society*, vol. 23, no. 3.
- Miller, Christopher (2018) "Ukrainian Militia Behind Brutal Romany Attacks Getting State Funds," *RFE/RL*, June 18. (<https://www.rferl.org/a/ukrainian-militia-behind-brutal-romany-attacks-getting-state-funds/29290844.html>). (2024年3月6日アクセス).
- O'Loughlin, John & Toal, Gerald (2015) "The Crimean conundrum," *Open Democracy*, 3 March.
- O'Loughlin, John, Toal, Gerald & Kolosov, Vladimir (2017) The rise and fall of 'Novorossiya': examining support for separatist geopolitical imaginary in southeast Ukraine," *Post-Soviet Affairs*, vol. 33, no. 2.
- Petro, Nicolai (2023) "The last Ukrainian peacemaker: Sergei Sivokho remembered", *Responsible Statecraft*, October 23. <https://responsiblestatecraft.org/sergei-sivokho-dead/> (2024年1月25日アクセス)。
- Short, Philip (2022) *Putin: His Life and Times*, Vintage; ショート、フィリップ (2023) 『プーチン』 上下、白水社.
- Toal, Gerald (2017) *Near Abroad: Putin, the West, and the Contest Over Ukraine and the Caucasus*, Oxford University Press.
- Torikai, Masatomo (2023) "Growing localization and fragmentation of patronal politics: Ukrainian local elections since 2010," *Eurasian Geography and Economics*, vol. 64, no. 3.
- United Nations Peacemaker (2015) "Package of Measures for the Implementation of the Minsk Agreements," February 12. https://peacemaker.un.org/sites/peacemaker.un.org/files/UA_150212_MinskAgreement_en.pdf (2024年3月26日アクセス)。
- Zhuravlev Oleg and Ishchenko, Volodymyr (2020) "Exclusiveness of civic nationalism: Euromaidan eventful nationalism in Ukraine," *Post-Soviet Affairs*, vol. 36, no. 3.
- Горбачев, Михаил (2017) Остаюсь оптимистом. Москва: Издательство АСТ.
- Государственный комитет СССР по статистике (1991) Национальный состав населения СССР. По данным Всесоюзной переписи населения 1989. Москва: Финансы и статистика.
- Кремнев, П. П. (2005) Распад СССР: международно-проавовые проблемы. Москва: Зеркало-М.
- Лэйн. Д. (2010) Оранжевая революция: "народная революция" или революционный переворот?" //Полис, № 2.
- Путин, Владимир (2021) Об историческом единстве русских и украинцев. <http://kremlin.ru/events/president/news/66181> (2022年11月13日アクセス) .
- Соцопрос: большинство украинцев поддерживают Минские соглашения (2015) *BBC News Україна*, июля. https://www.bbc.com/ukrainian/ukraine_in_russian/2015/07/150720_ru_s_kiis_poll (2024年1月25日アクセス)。
- Центр по изучению межнациональных отношений. Институт этнологии и антропологии им.

Миклухо-Маклая (1992) Крымскотатарское национальное движение. В 2-х томах. Москва: УОП Института этнологии и антропологии.

赤尾光春 (2014) 「水面下の代理戦争——ユダヤ・ファクターから見たウクライナとロシアの動向」『現代思想』7月号(特集:帝政からソ連崩壊、そしてウクライナ危機の向こう側)。

赤尾光春 (2022) 「ロシア語を話すユダヤ人コメディアン vs ユダヤ人鼻疽の元KGBスパイ」『現代思想』6月臨時増刊号(特集:ウクライナから問う——歴史・政治・文化)。

池澤匠 (2023) 「ウクライナの言語政策関連文書における「国家語」の定義と運用について」*Slavica Kiotoensia*, vol.3.

池田嘉郎 (2023) 「戦時下のロシア野党ヤブロコ」(ピープルズ・プラン研究所論説、11月30日)。

池田嘉郎 (2024) 「クリミア半島の歴史」(池田『ロシアとは何ものか——過去が貫く現在』中公選書、第4章)。

上野俊彦 (2020a) 「ロシアにおける憲法修正をめぐる諸問題」『ロシアNIS調査月報』5月号。

上野俊彦 (2020b) 「憲法修正に関する全ロシア投票をめぐる諸問題」『ロシアNIS調査月報』9=10月号。

上野俊彦 (2021) 「2021年ロシア下院選の結果分析」『ロシアNIS調査月報』11月号。

宇山智彦 (2022) 「ウクライナと中央ユーラシア——歴史的關係とロシアによる侵略戦争の衝撃」『内陸アジア史研究』第37号。

大串敦 (2015) 「ウクライナの求心的多頭競合体制」『地域研究』16巻1号

大串敦 (2022a) 「ウクライナ侵攻——「勝者なき紛争」がなぜ起こったか」『世界』4月号

大串敦 (2022b) 「求心的多頭競合体制から中央・地方遊離型ポピュリスト体制へ——2014年以後のウクライナ政治体制の変容と対口関係」『東亜』7月号。

大串敦 (2023) 「現代ウクライナの政治——脆弱な中央政府・強靱な地方政府」塩川伸明編『ロシア・ウクライナ戦争』所収。

大串敦 (2024a) 書評:松里公孝『ウクライナ騒乱』(憂慮する歴史家の会主催の勉強会)。

大串敦 (2024b) 「低動員の戦時体制——ロシア・ウクライナ戦争下のプーチン体制」『国際問題』2月号。

小泉悠 (2021) 『現代ロシアの軍事戦略』ちくま新書。

小泉悠 (2022a) 『ウクライナ戦争の200日』文春新書。

小泉悠 (2022b) 『ウクライナ戦争』ちくま新書。

ゴルバチョフ, ミハイル (2022) 『我が人生——ゴルバチョフ自伝』東京堂出版。

佐原徹哉 (2022) 「アゾフ・ノート——ウクライナ戦争とパラミリタリー」明治大学『国際武器移転史』第14号。

塩川伸明 (2004) 『民族と言語——多民族国家ソ連の興亡 I』岩波書店。

塩川伸明 (2007a) 『国家の構築と解体——多民族国家ソ連の興亡 II』岩波書店。

- 塩川伸明(2007b)『ロシアの連邦制と民族問題——多民族国家ソ連の興亡Ⅲ』岩波書店。
- 塩川伸明(2008)『民族とネイション——ナショナリズムという難問』岩波新書。
- 塩川伸明(2020)『歴史の中のロシア革命とソ連』有志舎(第6章「冷戦の終焉過程」)。
- 塩川伸明(2021)『国家の解体——ペレストロイカとソ連の最期』全3冊、東京大学出版会。
- 塩川伸明(2023a)「2014年と2022年」『ユーラシア研究』67号。
- 塩川伸明(2023b)「二十一世紀のロシア」和田春樹編『(山川セレクション)ロシア史』下、山川出版、12章「ロシア連邦」の第4節。
- 塩川伸明(2023c)「ペレストロイカとウクライナ——ロシア・ウクライナ戦争の歴史的理解のために」『歴史学研究』6月号。
- 塩川伸明(2023d)「総論——背景と展開」塩川編『ロシア・ウクライナ戦争』所収。
- 塩川伸明(2024)「歴史は現在の戦争の理解にどのような意味を持つか」『国際問題』2月号。
- 塩川伸明編(2023)『ロシア・ウクライナ戦争——歴史・民族・政治から考える』東京堂出版。
- ジャンテ、R. / シオアン、S. (2022)『ゼレンスキーの真実』河出書房新社。
- ショア、マーシ(2022)『ウクライナの夜——革命と侵攻の現代史』慶應義塾大学出版会。
- 竹内大樹(2024)「ウクライナにおける国民形成と言語政策」『ユーラシア研究』第68号。
- 高橋沙奈美(2023)『迷えるウクライナ——宗教をめぐるロシアとのもう一つの戦い』扶桑社新書。
- 立石洋子(2020)『スターリン時代の記憶——ソ連解体後ロシアの歴史認識論争』慶應義塾大学出版会。
- 立石洋子(2021)「分裂と和解の模索——1917年革命とロシア社会」『歴史学研究』10月号。
- 立石洋子(2022)「自国史像を分断させた記憶政策」『Voice』5月号。
- ドルバウム、ヤン・マッティ/ラルーエ、モルヴァン/ノーブル、ベン(2021)『ナワリヌイ——プーチンがもっとも恐れる男の真実』NHK出版。
- 永綱憲悟(2018)「ロシア反体制ブロガー A・ナヴァリヌイ——競争的権威主義における「二重ゲーム」」(亜細亜大学)『国際関係紀要』第27巻第1・2合併号。
- 永綱憲悟(2021a)「2020年ロシア憲法改正プロセス——プーチン個人統治体制の完成」『亜細亜大学アジア研究所紀要』第47号。
- 永綱憲悟(2021b)「2020年ロシア憲法改正の射程——プーチンの政治的遺産」『亜細亜大学国際関係紀要』第30巻第1=2号。
- 橋本伸也(2022)「「紛争化させられる過去」再論——記憶の戦争から軍事侵攻への飛躍について」『世界』臨時増刊(ウクライナ侵略戦争——世界秩序の危機)。
- 橋本伸也(2023)「「ウクライナ史」とはなにか?」『歴史学研究』7月号。
- 服部倫卓(2024)「軍事ケインズ主義はロシア経済を救うか」『国際問題』2月号。
- 浜由樹子(2008)「「ユーラシア」概念の再考——「ヨーロッパ」と「アジア」の間」『ロシア・東欧研究』37号。
- 浜由樹子(2022a)「「ドゥーギン=陰のメンター」説を解体する」『現代思想』6月臨時増刊号(特

- 集：ウクライナから問う——歴史・政治・文化）。
- 浜由樹子（2022b）「プーチンはなぜウクライナの「非ナチ化」を強硬に主張するのか？ その「歴史的な理由」」『現代ビジネス』（ウェブ雑誌）3月13日配信 <https://gendai.ismedia.jp/articles/-/93337>（2023年8月6日アクセス）。
- 浜由樹子（2023a）「ウクライナ侵攻のイデオロギー——五つの構成要素とその背景」『ロシア・東欧研究』51号。
- 浜由樹子（2023b）「「歴史」をめぐる相克——ロシア・ウクライナ戦争の一側面」塩川編『ロシア・ウクライナ戦争』所収。
- 浜由樹子（2024a）「静かな同調、変化の微動——ロシア国民は「プーチンの戦争」を支持しているのか」『国際問題』2月号。
- 浜由樹子（2024b）「ユーラシア主義と「ウクライナ問題」の原点——思想の循環史の観点から」『政治思想研究』第24号。
- 半谷史郎（2004）「フルシチョフ秘密報告と民族強制移住——クリミア・タタール人、ドイツ人、朝鮮人の問題積み残し」『ロシア史研究』75号。
- フェンウィック、G.（2022）『ヴォロディミル・ゼレンスキー——喜劇役者から司令官になった男』作品社。
- 松寄英也（2018）「オレンジ革命後のウクライナにおける半大統領制の機能不全——執政部門内の紛争の発生過程の解明」『ロシア・東欧研究』47号。
- 松寄英也（2022a）、「ウクライナにとって「西欧」とは何か——独立後の外交政策の変遷を手がかりに」『外交』72号。
- 松寄英也（2022b）「2014年以降のウクライナの安全保障認識」『UP』11月号。
- 松里公孝（2014）「クリミアの内政と政変（2009-14年）」『現代思想』7月号（特集：帝政からソ連崩壊、そしてウクライナ危機の向こう側）。
- 松里公孝（2016a）「クリミア問題——社会革命としての東部ウクライナ動乱、およびロシアの関与について」塩川伸明・池田嘉郎編『（東大塾）社会人のための現代ロシア講義』東京大学出版会。
- 松里公孝（2016b）「クリミア後の世界——旧ソ連圏の再編とロシアの政策」『岩波講座現代4（グローバル化の中の政治）』岩波書店。
- 松里公孝（2017）「宗教とトランスナショナリズム——レニンゴル、沿ドニエストル、クリミアに共通するもの」六鹿茂夫編『黒海地域の国際関係』名古屋大学出版会。
- 松里公孝（2021）『ポスト社会主義の政治——ポーランド、リトアニア、アルメニア、ウクライナ、モルドヴァの準大統領制』ちくま新書。
- 松里公孝（2022）「ドンバスの保護、ウクライナの脱ナチ化——露ウ戦争の目的と矛盾」『現代思想』6月臨時増刊号（特集：ウクライナから問う——歴史・政治・文化）。
- 松里公孝（2023）『ウクライナ動乱——ソ連解体から露ウ戦争まで』ちくま新書。
- 溝口修平（2024）「ロシアにおける個人支配型権威主義体制の強化と「国民のための」憲法改正」

- 溝口修平編『権威主義化する世界と憲法改正』法政大学出版局、所収.
- 村田優樹（2022）「二〇世紀初頭のウクライナ・ナショナリズムとロシア・ナショナリズム——「独立説」と「一体説」の系譜」『現代思想』6月臨時増刊号（特集：ウクライナから問う——歴史・政治・文化）.
- ラリュエル, M. (2022) 『ファシズムとロシア』東京堂出版.
- リャブチュク, A. (2014) 「正しい革命?——ウクライナにおけるユーロマイダン運動の明暗」『現代思想』7月号（特集：帝政からソ連崩壊、そしてウクライナ危機の向こう側）.
- ルデンコ, S. (2022) 『ゼレンスキーの素顔——真の英雄か、危険なポピュリストか』PHP出版.
- 渡邊日日（2022）「遠い友への書簡——ウクライナ情勢・シベリア民族学・言語と民族と地理の問い」『ことばと社会』第24号.